

令和3年

決算特別委員会

令和3年 9月15日 開会

令和3年 9月15日 閉会

西川町議会

令和三年 決算特別委員会

西川町議会 録

令和三年 決算特別委員会

西川町議会 録

令和3年西川町決算特別委員会会議録目次

第 5 号（9月15日）

○日程	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開議の宣告	3
○付託案件の審査・採決	3
○閉会の宣告	7 5

令和 3 年 9 月 1 5 日

令和3年西川町決算特別委員会

議 事 日 程 (第5号)

令和3年9月15日(水) 午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審査

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（7名）

2番	佐藤 仁 委員	3番	佐藤 光康 委員
4番	菅野 邦比克 委員	5番	大泉 奈美 委員
7番	佐藤 耕二 委員	8番	佐藤 幸吉 委員
9番	伊藤 哲治 委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町 長	小川 一博 君	副 町 長	高橋 勇吉 君
教 育 長	前田 雅孝 君	総務課長	佐藤 俊彦 君
政策推進課長	荒木 真也 君	会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君
健康福祉課長	飯野 勇 君	町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君
商工観光課長	土田 浩行 君	農委事務局長	眞壁 正弘 君
病院事務長	松田 憲州 君	建設水道課長	安達 晴美 君
生涯学習課長	奥山 純二 君	学校教育課長	高橋 將 君
		監査委員	

事務局職員出席者

議会事務局長	白田 真也 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書 記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

◎付託案件の審査・採決

○菅野委員長 ここで、本委員会に付託されました認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで審査・採決を行います。審査・採決は会計ごとに行います。

なお、9月6日、10日、13日並びに14日の決算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

◎認定第1号の質疑・採決

○菅野委員長 最初に、認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査をします。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いします。質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略します。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようお願いいたします。

また、質問される委員は、あらかじめ決算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して簡潔に質問されることを望みます。スムーズなる審査にご協力お願いいたします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか担当職員の議場への出入りを認めておりますので、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 2款7項1目、本冊の84から85ページですけれども、水の文化館、それから、湖月山荘等の維持管理について質問をいたします。

水の文化館の委託費として1,740万ほど委託費が出ていますけれども、水の文化館そのものが文化館としての機能がなされていないんじゃないかということでは思っていますけれども、その中に月山湖の噴水のこともあるとかという話ですけれども、水の文化館自体を今後どうやっていくのか、解体も含めて考えていくのか、その辺どうしていくのかお尋ねをするのと、それから、湖月山荘については、カヌーの艇庫として今使われていますけれども、あそこを解体して、艇庫を新たに築いていくのかどうか。その辺についてどうなっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 もう一点、はい。

○9番（伊藤哲治委員） 職員研修についてお伺いをします。

コロナ禍で研修がなかなか進まなくて、ほとんどの研修費についてはゼロになっていますけれども、文書研修が28名行いました。それから、階層別研修が12名行ったということですが、178万ほどの研修費のうち、不用額が125万で、70万そこそこ、70万も使っていない。60万ぐらいしか支出済みになっていませんけれども、コロナ禍においても巣籠もり研修の中でオンライン研修等どのような形で令和2年度の職員研修をなさったのかお尋ねをします。

以上、2点です。

○菅野委員長 1点目の文化館、湖月山荘については荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの伊藤哲治委員のご質問、第1点目の水の文化館、湖月山荘についての今後の活用もしくは改廃についてのご質問にお答えいたします。

昨年から、本水の文化館、湖月山荘を含むまねきの丘を含む月山湖周辺のエリアをどういうようにまちづくりにおいて位置づけして活用していくかということについては、プロジェクトの作業チームを庁舎横断的に作りまして検討している最中でありまして、まだ結論というところまで至っておりませんが、やはりその施設の老朽化の具合、そして、施設の活用のしやすさなどを含めまして、全体的に新たな施設の整備ということも併せて、あそこ月山湖周辺一帯を、いかにお客さんをお呼び込んで地域振興に生かしていくかという視点で今検討している最中でありまして。

大噴水も含めて、あそこのエリアは町の観光スポットの1つであるというような認識にも立っておりますので、そこについての魅力づくりで、そして、今後の観光振興につなげていくような在り方について今検討している最中でございます。

もちろん解体についても、それ相当の費用もかかります。今のままで使っていけるのかということについては、用途を変えて使っていく方法もあるというようには認識しておりますが、ただ、その場合、果たして、例えば民間の方に使ってもらおうというようになるとか、そういうことも検討の一つには入っているんでしょうけれども、なかなかそこに入っていただけのような事業者がいるのかななどの課題などもあります。

そういったことも含めながら、今年ある方向性まで検討も進めていきながら、報告できるレベルに達している段階においては、議員の方々にもご説明したいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○菅野委員長 職員研修については佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 伊藤委員の2つ目のご質問、職員研修についてお答えさせていただきます。

委員からもご指摘ございましたように、令和2年度の職員研修費、これの決算額が予算に対しまして30%弱というふうな形で、執行率が低いというような形の決算と相成ったところでございます。

これにつきましては委員からもご指摘ありましたし、先般の個別のご説明でも申し上げさせていただきましたけれども、職員がグループで政策的な課題、常日頃それぞれが担当している事務事業のほかに、西川町として現在、あるいは近い将来の政策的な課題を見つけて、グループで先進地を選んで現地に赴いて研修してくるという政策課題研修、これが予算的にはやはり旅費でありますとか、あと使用料、賃借料、こういったものの予算的な金額が大きかったものでして、それがコロナ禍というようなことで実施しなかったということで、決算額が少ない金額というふうな形になったところでございます。

委員からご質問ございましたように、令和2年度、こういった形での研修かと、こういうことになるわけでございますけれども、全国的に市町村の職員中央研修所、市町村アカデミー、こちらの研修も出席かなわなかったということ。あるいは山形県の市町村の職員研修所の研修、これにつきましては、一定程度、コロナ禍に対するそれぞれの対応が、道筋がついたところで、オンライン等の研修、委員からもご指摘ありましたように、オンラインの研修等での受講。

さらには、町職員の町独自の研修といたしまして、職員を会議室等に集めまして、それと、首都圏の講師の先生、そういった方とオンラインでつないでのオンライン研修。こういった形で感染症の予防、これを絶対的な条件といたしまして、その中でも職員の日常の課題に対する必要な研修、これを実施してまいったというのが令和2年度でありました。そのような形で実施しながら、資質向上に努めてまいったところでございますけれども、何卒よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○菅野委員長 9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 最初の水の文化館と、それから湖月山荘の件については、あそこ、月山ダム周辺が都市公園化になったということで、新たな施策の展開というのが出てくるのかなというふうには思いますけれども、今あるその水の文化館、それから、関の茶屋もそうでしょうけれども、あの辺、周辺、まねきが丘を含めて、どういうふうにやっていくかというのをプロジェクトをつくって検討しているということですが、各課横断的にプロジェクトをつくってやっているということですが、その結果というのはいつ頃まで出すつもりなのか。

役場内だけで検討していくのか、あるいは有識者、それから町民等含めて、あそこをどういうふうに使っていったらいいのかということを検討していくのか。その辺どういうふうなスケジュール、やり方でやっていくのか再度お尋ねしたいのと、それから、職員研修については課長からもありましたけれども、オンライン研修もやったよということですが、各種プロジェクトチームを役場内で立ち上げています。そういう面では、政策課題研修というのをオンライン研修でやれなかったのか。オンライン研修というのを令和2年度に何回ほどなさっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 最初の質問について、荒木政策推進課長お願いします。

○荒木政策推進課長 第1点目の月山湖周辺の利活用について、その方針のまとめ方のめどについてということですが、来年度予算にも関係してくる案件でございますので、全てが方向性定まったというようなこととなるかということは、ちょっと今の時点では申し上げられないんですが、ただ、少なくとも予算化、来年度に取り組むべき案件というものは恐らく出てくるんだろうというように思っておりますので、来年の予算の中でいろんな議論がなされて、予算づけという方向になると思いますので、少なくとも一定程度の方向性については今年度、来年度予算の編成とともに議会並びに町民の皆さんのほうにお示しできるように

めどをつけたいというように考えております。

そして、そのプロジェクトの協議の進め方なんですけれども、あそこのエリア一带については、寒河江ダムの水源地域ビジョンというものがあまして、そちらのビジョンを具現化するための推進会議というものを設置しております。

推進会議については、地元の本道寺地区会や周辺の大井沢区、そして、関係機関、月山朝日観光協会や民間団体、そして、寒河江ダム、最上川ダム統合管理事務所、そして役場という形で、関係する各種団体が、そちらのほう、いかにあのエリアを魅力あるものにしていくかというような協議する母体がありますので、今はそちらの方々と詳細な方向性について打合せをしておりますので、その推進会議なども活用しながら、具体的な方向性を見いだしていきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○菅野委員長 オンライン研修について、佐藤総務課長お願いします。

○佐藤総務課長 伊藤委員からのご質問、研修の内容でございますけれども、今具体的な案件としてございましたプロジェクトの関係の研修ということであります。

昨年度、2年度を振り返ってみたときに、ちょうどコロナの谷間というんですかね。一定程度の落ち着いた時期に、空き家のプロジェクトの関係の職員が日帰りで庄内の町役場のほうに出向きながら、空き家の活用状況、これらについての実地の研修を日帰りでやってきたというのを記憶いたしております。

あと委員からもご指摘ありましたように、そういったプロジェクトの関係のオンラインの研修、これらの必要性につきましては、私どものほうも認識しておりますし、必要に応じて今後検討しながら取り組んでまいりたいというふうにも考えておるところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

併せまして、このオンラインでの研修、決算説明資料のほうにも書かせていただきましたように、文書研修というような形で、オンラインでつなぎながら研修1回開催しておると。その後、2年度から3年度にかけては、今度はデジタルというのが現在の政権の中でも大きな課題として取り組んでおられますので、そういったことからDXの研修というのもの、これまで2年度から3年度にかけて実施しておると。これ、そういったデジタル担当をしております政策推進課のほうと連携を図りながら行っておるとというのが昨今の状況であります。

以上であります。よろしく願いします。

○菅野委員長 9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 水の文化館については、ぜひ負の遺産にならないような形で、活用するんでしたら有効活用、今ほとんど活用なされていないというふうに思いますので、活用するんだったら有効活用策を考えていただきたいし、大噴水についても、もうそろそろ改修しなきゃいけない時期にもなってきつつあるというふうに思っていますので、その辺については、ダム湖周辺の都市公園化に伴って全体的な観光ビジョン、あるいは先ほど水源地ビジョンの会議があるという話もありましたけれども、そういう中で検討しながら、町民あるいは町外から多くの方々を呼び込めるような、そういう都市公園を造って施策を展開していくというふうに要望しておきます。

それと同時に、湖月山荘の件、全然話出ていないんですが、湖月山荘についてはカヌーの艇庫という形で今使っていますけれども、西川町はカヌーの町だということで、カヌーに結構予算をつぎ込んで1,000メートルコースあるいは周辺の整備もやっているわけですが、今後その湖月山荘の艇庫を、湖月山荘自体を解体して、別に新たに造るというような、今後のまねきが丘を含めた施策の展開がどういうふうを考えていらっしゃるのか。町長自体がカヌーに力を入れていろいろやっていますけれども、今後どれほどまで、あそこ周辺を整備していくのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 湖月山荘について、荒木政策推進課長お願いします。

○荒木政策推進課長 湖月山荘の今後の活用施策、または改廃についてであります。先ほど答弁申し上げましたエリア全体を通した中での検討の一環というように捉えております。

今、伊藤委員のご指摘のとおり、現在湖月山荘カヌーの艇庫というような活用をしておりますが、ご存じのとおり、大分老朽化もしてきているというようなことで、その倉庫の上部についてはかなり水回り等の設備も経年劣化して、使用がなかなか難しい状況になっておりますので、それを今後新たに使うということについては、なかなか施設全体の利用というのはかなわないのかなというような現在の見方をしております。

一方、新たなカヌー艇庫につきましては今検討段階でありまして、カヌーの1,000メートル設置をいかに有効的に活用するかということにつきましては、今後様々な全国大会、そういったレベルの大会の招致、並びにそちらの1,000メートルコースを生かした合宿なども将来的には誘致したいというような関係もございますので、そういった場合、新たな艇庫というのは必然的に検討の視野に入っているというように理解しております。

現在、その建設について、何年度からということは今申し上げる段階にはございませんが、その新設についてもたまたま検討の中に入っておりますので、来年度予算などにも及んでく

ることだろうと思いますが、その辺のところも含めて今後検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 私のほうは2款7項1目産業振興課の開発費です。決算書ですと85ページ、資料のほうですと産業振興課の2ページになります。

これは委員会のほうでもお聞きしたんですが、水沢温泉の老朽化というか、いろいろな不具合を去年、2年度で200万近くかけて調査をやっていたわけです。決算委員会のときにも、3年度は一応災害の復旧等もあるのでということでひとまずお休みだと。

課長のほうは課長のやっぱり答える範囲内では、やっぱり踏む込んだ答えはできないわけで、趣旨は課長の答弁では分かったんですが、町として今後その調査結果をやっぱりどの程度生かして、今後水沢温泉館建て替え、改修、補修、あとは水回りもかなり傷んでいると思うんですが、そういう方向性をやっぱり来年度に向けてどういうふうはこの調査結果を生かして進めていくのか、町全体としての方向性をお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 水沢温泉館の改修についてというような質問でございますが、水沢温泉館の傷み具合程度など調査しまして、かなりの部分に改修費用が及んでくるということになります。まずはその改修費用が出ましたので、今どこの段階まで、どこまで直すのか。あとはそういう費用がかかりましているところがございますので、どこまで直すのかというところを今検討しているところでございます。

以上です。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 産業振興課の項目で、産業振興課で委員会のおき聞いたわけですが、どなたが答えてもいいんですが、例えばあそこ、副町長が一応社長でNSKでやっているわけですが、検討中だということで、来年度はどうなるのかというちょっと答えがなかったんですが、町としてもう一度縮小して建て替えなのか、大きな方向性ですよ、言える範囲内でいいです。課長は課長の立場でしかやっぱり踏み込んだ答えは言えないと思いますので、できれば上のほうの方の今後の方向性をお聞きしたいということで、議場でお聞きしたところです。

○菅野委員長 答弁は高橋副町長。

○高橋副町長 水沢温泉は本来ですと2年度に調査をして、その結果、浴槽のあるところの大柱、それからサッシ回り、それと配管等もかなり老朽化しているというふうな結果が出されておりました、本来今年度それに基づいて、今年度実施設計というふうなことで思ったんですが、2年度そういう災害もございまして、今年度災害復旧のほうに金がかかるということもあって、3年度の予算計上は見送ったというような経過でございます。

これにつきましては、できれば来年度で、これから検討しなくてはならないんですけども、建て替えというよりも、できるだけ大規模改修になるかですけども、改修の方向で整備をしていきたいというふうに思っております。

ただ、例えばボイラー等については、バイオマスも含めまして、どういうふうにしていくか。これまでも検討がなされてきておりました、これにつきましてはチップの供給、それから、現在の化石燃料等の単価、それから維持管理、それも含めると、まだまだバイオマスボイラーというのはなかなか厳しいということもございしますが、源泉についても湯量が徐々に少なくなっているというふうなこともありますし、どこまでやれるかですけども、単年度でやれるか、複数年かかるかということもありますが、これらを十分に検討して、全面改築ということになりますと、かなりの額がまたかかってくるというふうなこともありますので、できれば大規模改修の方向で考えていきたいというふうに思っております。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） あれだけの建物ですので、改修もやっぱりかかるの分かります。やっぱりあとは水回りで、今ボイラーの話も出ましたけど、やっぱりバイオマスという維持管理も非常に大変だと、掃除から何かを考えると。そこら辺もひっくるめてやっぱり水回りもかなり傷んでいると思うんです、年数が年数ですのでね。そこら辺は町民の憩いの場所でもありますので、ぜひいい改修の方向で進めていただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○菅野委員長 ほかにございませんか。

3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） 総務管理費の企画費の中で2点お聞きいたします。

第1点は総合政策審議会……

○菅野委員長 すみません、ページ読んでいただけますか。

○3番（佐藤光康委員） ごめんなさい、67ページです。67ページの企画費の中でお伺いします。

1つは総合政策審議会のことです。

去年も今年も行われましたけれど、去年の審議会委員の報酬が5万3,500円です。これ8人で報酬ということになってはいますが、非常に大学の先生も来られてはいたけれど、非常に安過ぎるんじゃないかと。どういう観点で選んでいらっしゃるって、大学の先生にはどのくらい、もし言えるようでしたら、どのくらいお支払いになっているのかお聞きしたいということが1点です。

次、2つ目、移住の問題です。

移住の統計はないという話でしたけれど、空き家バンクに関しては統計があるという話でした。空き家バンクが今年増えているという話でしたけれど、実際町にホームページで問合せあるわけでしょうけれど、実際町に来られた方は何人ぐらいおられるのかお聞きします。

○菅野委員長 総合政策審議委員の報酬について、それから、移住について、荒木政策推進課長をお願いします。

○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤委員のご質問、2点あったかと思えます。

第1点目、総合政策審議会の委員報酬でございます。

総合政策審議委員、8名おりますが、うち大学の方3名をお願いしているところであります。大学の方の報酬につきましては、1日単価2万4,000円のところを半日の単価支給ということで、お一人当たり1万2,000円という基準でお支払いをしているところであります。

併せて、空き家バンクの利用につきましては、令和2年度10件の方が利用されたというようなことであります。空き家バンクを利用する際には、身元を照会して、そして登録して利用という形になります。年代的に言えば、40代以降の方が多くて、50代、60代の方中心というような利用形態になっております。

そして、実際来ていただいて、物件を見ていただいておまして、10名の方、それぞれ実際物件を見ていただいて、中を見て判断してもらったということで、残念ながら、借りたり、購入したりというようなところまでは昨年度は至らないところでありました。

以上でございます。

○菅野委員長 3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） 政策審議会ですけれど、大学の先生が1万、西川町にわざわざ1万円頂いて来るといふ方は非常に安いと思ってくると思えます。ちょっとあり得ないような気もしますが、ですから、私らも政策審議会に参加して、やっぱり1万ぐらいしかもらえなかったら、ちょこちょこっと自分の実績を話ししておしまいというパターンが大体普通な

わけですね。

ですから、政策審議会見ても、ここで何を町の政策としてやって、どういうことを聞いて、何をしていくのかということが非常に明確ではないと感じます。ですから、何かアリの的な感じ、政策こうして、大学の先生からちょこちょこっと話聞いて、何となくアリの的にやっているふうに、悪く言えば見えるわけですね。

ですからそこら辺で、もう少し本格的にまちづくりを打ち出してやるべきだと思うわけですが、このまま政策審議会をこれからも続けていく方向なのかどうかお伺いします。

次、移住のことですけれど、10名ぐらいの方が来られたと。空き家バンクでなぜそれを、来たけれど、なぜ買わなかったのかと。そこが非常にまちづくり、今から来てもらうためには非常に重要な場所だと思うんですね、重要なところだと思うんですね。そういう点で、その10名が来られて、どういう目的で何をしたいと、例えば子育てとか農業をしたいとかいろいろあると思うんですね。どういう目的、関心があって来られたのか。なぜそれが来たけれど、購入に至らなかったのか、そこら辺の分析はいかがでしょうか。

○菅野委員長 答弁については荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤光康委員のご質問2点、まず、総合政策審議会でございますが、当然ながら、町の政策に関して、いろいろその政策の在り方や今後取るべき施策の方向性で、それまでやってきた事業の評価などについて、全体的に審議してもらう場が総合政策審議会というように認識しております。

今までですと、年1回の総合政策審議会ということで、それまでやってきた政策、事業についての評価と今後取るべき施策について全般的に議論してもらうという場ございましたので、どちらかという、悪い表現で言えば総花的ということで、やはり議論をまとめるというような方向になかなか至らなかったというような話も審議委員の中から出てきております。

そういったことを受けて、今年度2回に分けてテーマを絞った形で深掘りできるような議論の方法ということで、7月にまずは幸福度指標がまとめられましたので、それについて、その幸福度指標から見るところについて、本町の取るべき道というものをどういうふうにしていくべきかというようなことを議論したところであります。

今後についても、総合政策審議会、どちらかと言えば、今まで申し上げましたとおり、全体的な政策についてご意見を頂戴する場ですけれども、やはり町のほうの取るべき道というところを、テーマを絞って深掘りしていく場面ということをややはり必要だということにも感

じますので、その辺のところは実施の方法について検討しながら進めてまいりたいということで、来年度以降も複数回程度の総合政策審議会の開催ということで一応予定したいというように現在のところ捉えているところであります。

そして、2点目、空き家バンクの件でございます。

空き家バンクのほうなんですけども、利用される方々の目的はやはり田舎暮らしをしてみたいということと、やはりその引っ越しを考えて空き家を活用したいということでございます。

利用者の階層を見てみますと、先ほど申し上げましたとおり、昨年10名のうち50代が4名、60代が4名であります。そういった方々で、どちらのほうから来ているかということについては、県内のほうから6名、そして、新潟、栃木、千葉、埼玉のほうから1名ずつというような方が実際こちらのほうに来て物件を見ていただいております。

インターネット上は写真で閲覧できるようになっておりますが、外観とあと間取りの図面を見ることができますが、実際現場に行つて物件を見た感じ、担当者のほうからの報告では、やはり写真の外観では見えない、中に入ったときの水回りの傷み具合でありますとか、そのほかの建物の傷み具合などから、思ったよりも暮らすためにはお金を新たに投入しなければならないというようなことで、なかなか資金的に成約までには至らなかった案件が多いというような感じを受けているというような報告をいただいておりますので、その辺につきましても、町の制度で購入した場合に20万、そして、引っ越し場合の転居費用で5万、掃除とかそういった場合でやっていますけども、その辺の助成制度もPRしていながらやっているところではありますが、それにも増して今言ったような物件の中の具合が、想像よりも資金的に厳しいというような見方をされる方が多いというようなことから、成約に結びつかなかったというようなことであります。

以上であります。

○菅野委員長 3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） 今回、政策審議会でテーマについて話し合っていくということでしたけれど、今回は幸福度ということでしたけれど、何か私の個人的な感じとしては、幸福度というのはある町でこういう政策をして、こういうことをやって、町民の皆さんどうでしたかあたりが、この政策の流れみたいな気がするんですけど、ただ漠然と皆さん幸せ、幸せでない。そういうことって一体政策にどういうふうに関わりついていくのかなというのがちょっと私は疑問でした。

もうはっきりと町はこういうまちづくりをしていきたいと。そこに専門家の意見を聞いて、しっかりとそれに練り合わせて、そしてやっていって、町民の皆さんどうですかあたりの流れ、展開あたりをもう少し考えてもいいんじゃないかというふうに感じましたので、ぜひ検討していただきたいということです。

それから、空き家バンクに関しては、やっぱり田舎暮らしをしたいという方がいるわけですね。そういう非常に町にとっては貴重な方々がたくさんというか一定程度の方がおられるわけですね。そこら辺の方をどうやって町に呼び込んで住んでもらうのかというあたりを、やっぱり真剣に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

今も課長が結構いろんな調査調べておっしゃりましたけれど、今回今年になって町のほうでアンケートを取ったり、それから、各地区に出向いていろんな話を直接聞いたりという姿勢が見られます。非常にそういうところではいい傾向だなと思っています。ですから、ワークショップとかいろんなことを開いて、町民の意見をしっかりと聞いて、まちづくりにぜひ生かしていただきたいと強く願って質問終わります。

○菅野委員長 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で第1款議会費、第2款総務費の質疑を終結します。

次、第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 3点ほどお聞きしたいと思います。

3点とも町民税務課の管轄になりますけども、まず1点は、3項1項1目の路線バス事業に要する経費なんですけども、先日いろいろお話を聞きました。その中で路線バス運行に年間総額5,500万円ぐらいかかっているということですよ。そのうち、寒河江市負担分が737万円ということです。これは資料にも書いてあります。

これ前から何回か質問したこともあったんですけども、この寒河江市の負担金730万という数字が案分で計算してという話が前からあったわけなんですけども、果たして妥当なのかどうかというふうなことなんですけれども、先日課長からいろいろお話は聞いたんですけども、この場でちょっと町長の見解をお聞きしたいなというふうに思います。

当然町のほうはバスの購入費とか、それから、こまいことを言えば車検とか、それから、昨年を見ると修繕費も250万ほどかかっているみたいですね。そのあたりの考えを併せまし

て、その辺どうなのかなど。今後に向けてどういうふうを考えていらっしゃるのかお聞きしたいというふうに思います。

それから2点目、デマンド型乗合タクシーの件で……

○菅野委員長 恐れ入ります。ページ数申し上げて、よろしいですか、決算書のページ数。

○7番（佐藤耕二委員） 89ページになります。

これデマンド型乗合タクシーの件も昨日は実はお聞きしたわけですが、実証実験ということで8月からやっているということですね。その課題はどうだったんですかと課長にもお聞きしたわけですが、利用者のほうからは運行時間帯の問題とか、それから、もう少し利用者の人が自由に使いたいとかという課題がありましたということでした。

今年度も同じように、予算の中では実証実験という扱いでまたやっているわけですが、そういうような反省点を今年度どのように生かしていただいているのかどうか。非常に有効な交通手段でありますので、その辺はやっぱり前向きに前に進まなくちゃいけないかと思えますので、その辺の見解もお願いしたいというふうに思います。

それから、3番目ですが、3款2項1目子育て支援医療給付事業で、これは95ページ、資料では18ページになりまけども、これは高校生相当まで無料化したということで非常にいいことなんですけども、573人が対象であると。どれくらいありましたという話を聞きましたら、延べで3,144件ありましたということで、支出額は1,237万円支出しているということでしたね。昨日の中で各課別に分かりますかと言ったときに調べておきますということだったので、ちょっとそこの内容をこの場でお聞きしたいというふうに思います。

以上、3点お願いします。

○菅野委員長 1点目について、町長答弁をお願いします。

○小川町長 路線バスの寒河江市との案分の関係であります。これについてはもう既に課長のほうから詳細にわたって案分の仕方等々について説明あったと思いますが、これも相手のあることありますし、お互い納得できる金額と、もしかすれば、それぞれ今の積算区分もきちっとしてやるべきだと思っていますし、今回積算しましたのも、そういった意味では、現段階での詳細な積算をやって、それを案分。要するに距離、さらには乗る数、乗車数、そういったものを含めて案分しているはずでありますので、今後、今もありましたように、バスの修繕費、こういったものも含めてというようなこともあります。こういったものを含めて、この2年間ほどですが、経過を見ながら、さらに寒河江市との協議を進める必要があると思えますので、よろしくをお願いします。

○菅野委員長 2点、3点目、町民税務課長お願いします。土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 2点目のデマンドタクシーの課題に対する今年度の実証実験についてでございますけれども、昨年度の実証実験、8月3日から実施しておりますが、往復1便のみ、各3エリアごと運行したわけですが、途中利用者の方からご意見がありまして、時間帯、帰りの時間を1時間遅くさせていただいて、さらに実証実験を行ったという経緯がございます。

その後、再度利用者から4月の12日から26日にかけて、直接電話等でアンケートを取ったり、書ける方は用紙でのアンケートということで回答をいただきながら評価をさせていただいたんですけれども、やはり時間帯、もう少し小まめに必要だというふうなこともございまして、今年から午前2便、午後2便の往復4便を出しているというふうな状況で、ただいま実証実験を行っているところでありますけれども、なかなかコロナ禍の状況かどうか分かりませんが、まだ実証できていませんけれども、利用はそんなに伸びていない、伸び悩んでいるというような状況となっているところであります。

あと3点目の子育て支援の医療給付事業でありますけれども、こちらのほう、診療科別に実際の実人数を把握させていただきました。医科で入院につきましては27人、外来につきましては541人、歯科につきましては272人、そのほか調剤で462人、訪問介護で1人というふうなことでありますが、重複して受診している部分がございますけれども、それを1人当たりでいずれかの受診歴がある方の数をさらに調べましたところ、564名、573人に対しまして98.43%の方が実際に何らかの形で受診しているというふうな結果となっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○菅野委員長 高橋副町長。

○高橋副町長 幹線路線である路線バスの運行の寒河江市について補足させていただきたいと思いますが、これは銘水館から寒河江の駅までの路線であります。これは以前、山形交通で運行がされていたんですけども、採算が取れないということで運行をやめて、それで西川町と寒河江市で協議をして引き継いだというのがこれまでの経過でございます。

その折にも、当然寒河江市の議会からもご承認をいただくというふうなことを、要するに自治体の範囲の外まで行政の対応をしていくという場合には、行くところの自治体の議会の承認を得なければならないというようなこともございますので、その折にも、多分この運行費についてもお話をさせていただいたと思うんですけども、その折にも寒河江市と協定の中

では、バスの購入、それから、当然バスの修理、ただこれはその路線に使用するバスという限定でございまして、その中でバスを新規に購入する。それから、バスを修理、燃料費、一切のものについてこれを距離で案分していく。その結果が700万というふうな額になっています。

路線バス運行費全体では5,500万ですけども、この寒河江線についてはその中の一部で、その負担金が700万ぐらいというふうになっておりますけども、これについては年々経費が変わりますので、その中で協議をさせていただいて、その距離の案分で負担金を頂いているというようなことで、これについては、寒河江市との間では当面これは継続していくというようなことでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 内容はよく分かりますし、分かっていました。その中で、町長のほうからは今後も協議を進めていきたいということで、副町長のほうからは当面の間というお話ありましたけども、この案分された予算といいますか、寒河江の負担分は当面の間、これで行くというふうな理解でよろしいんでしょうかね。ちょっとその確認を一つお願いしたいと。

それから、デマンド型乗合タクシーですけども、実証実験やられているわけですけども、今年のこと実証実験、コロナ禍ですから何とも言えないんでしょうけども、非常に大事だと思いますので、やはり地区をもう少し範囲を広げていくのかどうかということも含めまして、よく検討されて今後に生かしていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の子育て支援の医療、今お話しいただきましたけども、573人中564人の方が何らかの受診を受けているというようなことでしたけども、そうしますと98%、非常に多くの子どもたちが受診されているということですよ。そうしますとね、何らかの問題はないのかなと思うわけですけども、その辺の、これは結果としてこれだけ受けているんですから、じゃなぜこういう子どもたちが多いのかということ、その辺の分析といいますか、その辺はなされているかどうか。もし急ですけども、教育長でその辺つかんでいらっしゃるかどうか、分かればお願いしたいというふうに思います。

○菅野委員長 答弁については土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 内容を見ますと、実際の数字、カウントしておりませんが、傾向としまして、やはり若い方ですので、けがとか、あとは歯科、眼科の受診が比較的多くなっているのかなというふうに捉えているところでありますので、よろ

しくお願いしたいというふうに思います。

○菅野委員長 路線バスの今後の方向性について、高橋副町長お願いします。

○高橋副町長 これは寒河江市との基本的な協定の中では、運行距離の案分ということですが、経費につきましては、その年、その年で変わってくるということですので、負担金についてもそれに応じて変わってくるというふうなことで理解をしております、そういうところで寒河江市と協議をしていくようにというふうなことで担当のほうには指示をいたしております。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） デマンドは分かりましたけども、3番目のことで、先ほどちょっと教育長の見解が分かればということをお願いしたんですので、よろしくお願いします。

○菅野委員長 前田教育長、答弁お願いします。

○前田教育長 98.43%という高い背景がどこにあるのかというふうなことでのお尋ねでしたけれども、どういう科目でどういうふうな症状でかかっているかという詳細なデータは今手元に持ち合わせがございません。今後子どもたちの健康の状況というものは非常に大事なことです、関係課のほうとも連携しながら、押さえるべきデータは押さえるように努力していきたいと思います。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 3款1項1目の健康福祉課のほうで資料の4ページ、決算書の89ページになります。

人工透析の方に対する補助で、昨日も委員会のほうではちょっと質問して聞いたんですけども、ちょっと課をまたぐので、ちょっと議場でということで再度質問させていただきますが、通勤というか交通費に対する補助をやってもらっています。非常にありがたいことだと思いますが、今現在は自家用車で距離掛ける37円とかという計算あります。あとはタクシーを使っている方が1名か2名おられる、11名中ですね。

それで、非常に高齢化が進んでいるわけです、透析を受ける方の。若い人ってほとんどいない。もう小さいときから尿検査で、もうそういうふうな手当てをしているので。やっぱり年を重ねるごとに、そういう透析の方が増えてくると。今自家用車で来られる方いますけれども、いずれ免許返納云々でできなくなるだろうと。今路線バスを使っている、やっぱり先ほどの件もありますし、来るときは何とか来るけど、帰ってくるときが非常に時間的に合わない。病院で2時間も3時間も、3時間ということはないでしょうけど待つ。

透析した方というのはした後、非常に疲れるんだそうですね。私やったことないので分かりませんが、非常につらいということで、新潟の長岡市辺りではデマンドをやっているんだそうですね、透析の方に対して。市ですから、結構な人数いて、採算が取れるんでしょうけども、いずれ、今の方もそうですし、これからなる。ならないことにこしたことはないんですけども、なる方がそういうふうにして、交通手段が非常に乏しくなった場合に、デマンドを今実証で各地域でやっているわけですけども、今後の対策として、そういうものも考慮に入れたデマンド云々をやっていくべきではないのか。今まではないにしても、考えていくべきではないのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○菅野委員長 人工透析者への支援について、答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 人工透析患者の通院交通費の助成の事業の関係でのご質問でございます。

確かに委員おっしゃいますとおり、現在交通手段の利用という面でありましては、自家用車が大半というようなことで、あとはタクシー、あと1名ほどバスを併せて利用しているというような状況であります。

現在、高齢化も進んでいくというときに、確かに自家用車の運行への補助というだけでは今後立ち行かなくなるのかなというところもございます。そのようなことから、町立病院とか、他市町の状況なども勘案しまして、先にその公共交通の関係も含めましてですが、勉強していきたいなというようなことで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番(佐藤 仁委員) 昨日、飯野課長にはちょっとお聞きしたんです。住民課のほうとのデマンド云々というのもタイアップしながら、今後やっぱり将来を見据えた、そういうふうな患者に対する交通の援助をやっぱり考えていただきたいなということで、議場で、課をまたぐものですから、再度質問させていただきました。答弁はいいです。

○菅野委員長 ほかにございませんか。

3番、佐藤光康委員。

○3番(佐藤光康委員) 2点お聞きします。

89ページ、民生費の先ほどのデマンドタクシーのことです。

入間地区、沼山地区の利用者の皆さん、大変家まで迎えに来てくださって、本当にありがたいと喜んでおります。今年度から本道寺、水沢、岩根沢なども始まりましたけれど、さっ

き利用者が伸び悩んでいるという話でしたけれど、どういうふうにして伝えていらっしゃるのでしょうか。お知らせのようなチラシだけを配るだけなのでしょうか、それが1点です。

次、もう一つが103ページの4款衛生費で、コロナワクチンのことです。

外国から町内に働きに来られている方いますけれど、そういう方へのワクチンというのはきちんとなっているのでしょうかということです。

以上です。

○菅野委員長 1点目については町民税務課長お願いします。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 デマンドタクシーの周知方法でございますけれども、お知らせ版と、あとはホームページ等への掲載、さらには対象地区に対する、委員おっしゃるように、チラシ配布での周知というふうなことで対応しているところがありますけれども、さらに今後とも周知には努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○菅野委員長 コロナワクチンの外国人に対する接種については飯野健康福祉課長、答弁お願いします。

○飯野健康福祉課長 新型コロナワクチンの外国人への接種のご質問でございますが、外国人の方で働きに来ている方、町内にいらっしゃいますが、町内のほうに住所を有しております、その方につきましては、同様に接種しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

○菅野委員長 3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） ワクチンのほうは安心しました。大変いいことだったと思います。

それから、デマンドタクシーですけど、チラシを配ってお知らせしたということですけど、去年から始まりましたけれど、入間地区、沼山地区のデマンドタクシーの利用者、大体車ない方、もうすぐ分かるんですね。入間地区だったら、車持っていない方で使いそうな方はこの方、この方、大体三、四人ぐらいだと。やはり高齢者の方多いですから、チラシ見ただけでは、デマンドタクシーという言葉自体も分からないし、分からないんです。

私も入間地区、沼山地区分かる範囲で回りました。その方のところに行って、自分でチラシ作って、これでこうやって電話すればオーケーですよ。この時間にあなたの家に迎えに来ますから、ここに電話してくださいという番号を書いて持っていきました。それでやっと分かるということです。

ですから、やはりそのぐらいしないと、初めての試みですから、そして、この地区だけの試みですから、町内全体でないですから、ええ、うちのところ来てないぜとか、あれ、違ったのかなとか、やはり分からないですね。ですから、やはり直接出向いて、やはり各地区で三、四人しかいませんから、区長さんと相談して、区の方と相談して、誰かに区の方に行ってもらうこともありでしょうけれど、そういう形で直接お話ししないと難しいと思います。ぜひ優しく、町民に丁寧に説明をお願いしたいと思います。

このデマンドタクシーですけれど、春にアンケート調査を交通体系のことも含めて町で行いました。これから見直しができるということですが、大体いつ頃、どういうふうな見直しの方向になるのか。あといつ頃から実際に具体的にそういうことが始まるのかをお聞きします。

○菅野委員長 デマンドタクシーのチラシの周知徹底ということで、アンケートを今後どう生かしていくか、この2点について土田町民税務課長お願いします。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 1点目のデマンドタクシーの周知につきましては、新たに開始する地区につきましては、区長さんと関係者の方にご相談してお話をしながら対応を進めてきたわけでありまして、さらに議員おっしゃるような方法につきましても、改めて検討して対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

あと、デマンドタクシーの実証実験の評価、切替えのタイミングでありますけれども、現在、検討中ではありますが、期間としては早めに対応したいところですが、利用者の利便性も考えまして、改めて検討を行って、遅くとも冬のダイヤ改正までには検討を進めて対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○菅野委員長 3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） 今アンケートの話がありませんでしたけれど、多分、アンケートの結果も踏まえて、どういう方向になるのかもちょっとお聞きします。

最後ですので、ぜひデマンドタクシー、皆さん大変ありがたいと思っていますし、非常に喜ばれていますので、ぜひきめ細かな対応をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○菅野委員長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 アンケートにつきましては、町民税務課独自にやった部分のアンケートでございまして、その結果から見ますと、利用者につきましては、

やはり時間帯が早いほうがいいのかというふうな方とか、遅いほうがいいのかというふうな方、様々いらっしゃいます。そういった時間帯の設定、あとは運行の区域についてもご意見がありましたので、そういったところの見直しにつきまして検討を進めて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○菅野委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結します。

ここで休憩します。再開は11時となりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○菅野委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉委員。

○8番（佐藤幸吉委員） 1つだけお尋ねをしたいというふうに思います。

6款1項4目農業振興費であります。発芽胚芽米委託料に関することではありますが……

○菅野委員長 ページをお願いします。

○8番（佐藤幸吉委員） 115ページです。

今年の令和2年度の決算状況、米月山の決算状況などを見ますと、黒字化というようなことで大変望ましい経営状態であったなというふうに思っております。精米事業によって、こういう成果を上げたわけでありまして、本来のいわゆるギャバを利用した発芽胚芽米の取組について、今後どういうふうに進めていくのか。むしろ本来の発芽胚芽米の振興というものをもっと進めるべきでないのかと、こういうふうに思っております。

現在、商品の中にギャバを利用した製品がどのくらいあるのか、これをお尋ねしたい。商品名などを示していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それから、ギャバについては、これまでいろいろ議論されて、健康志向というようなこと

で取組されましたけども、なかなか資料として示されるようなものが背景にないというようなことで、なかなか進まなかったのではないかというふうに思いますが、やはりそのよさ、本来のギャバのよさをもっと定着をさせる。そういう必要があるのではないかなというふうに思いますので、改めてこれらの取組の方向性をお聞きしたいと、こんなふうに思います。

○菅野委員長 答弁については工藤産業振興課長お願いします。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 発芽胚芽白米についての現状の販売状況等、さらには今後どうあるべきかというようなことでのご質問でございます。

ただいま、この前の6月議会におきまして、米月山のほうから経営状況の報告をさせていただいて、その際に資料につきましても、今の販売状況等につきましても資料をご覧いただければ大体分かるのかなと思いますが、ただいま数字等につきましても今手元に持っていないというような状況でございまして、ただ、ご承知のとおり、あの数値にも、この前の報告にもありましたとおり、発芽胚芽白米の売行きについては非常に少ないと。全体の売上げからすれば、本当数%の状況だというふうな実態でございまして。

特に小・中学校に発芽胚芽米のミックス米というようなことで使っていただいております。それが大きく作用はしております。さらには、一部県外の業者で、ある程度の一定の数量を使っている業者もございまして、全体には非常に伸びないというふうな状況でございまして。

米月山としましても、発芽胚芽白米、米月山の一つの大きな最初の目的としましては、町内の米に付加価値を高めて、高額で取引をいただいて、それを農家の方に還元をしていくというふうな大きな目標の下、発芽胚芽米に取り組んだわけでございますが、やはりこの健康食につきましても、取組、各業者、さらには広くPRもさせていただいて、議員おっしゃるとおり、そのギャバの効果というような部分については、一部本格的にそこを表示の形でしっかりと出すということについては、いろんな商標、販売上の法律的な部分がありまして、詳しく出せない部分があったんですけども、やはり今の状況においてはなかなか苦戦をしているという状況でございまして。

思うとおり伸びていかないというようなことで、今後の経営におきましても、今あそこの施設につきましてももう15年を過ぎておりまして、予算いただきながら修繕も進めさせていただいているところでございますが、一番大きくかかるのは、やっぱり発芽胚芽白米の製造施設に係る修繕でございまして、今後、やっぱり今大きく、あの精米所はふるさと納税の精米、さらには、西川町のおいしい米をしっかりとした形で単独で出せるというのは、米月山

と、先ほどちょっとお聞きしたんですが、質問したんですけども、この商品にどういうふう
にギャバが添加されているのか、その商品名分かったら教えていただきたいというふうに思
います。

○菅野委員長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 それでは、まずは発芽胚芽米の商品の中身につきまして
は、ただいま資料を持ってまいりますので、その後に報告をさせていただければというふう
に思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、今後の発芽胚芽米の方向性というふうなことでございます。

やはり先ほどもあの施設の一番の大きな目的として、やはりまずは西川町の米をしっかり
出していく。さらに、そこに付加価値を高めて、発芽胚芽米としてあの当時、非常に健康食
ブームというようなこともありまして、そこに出していこうというふうな形の中で15年前に
実施をしたわけでございますが、ここにまいります、米だけの健康食としての販売額が伸
びてこないというふうなことでございます。それと同時に、施設のほうも大分老朽化がして
まいります、そこで修繕費用も相当かかってくるのかなというふうに懸念もされるところ
でございます。

それらを踏まえながら、今後の経営と併せながら、町の負担というような部分もトータル
考えさせていただきながら、今後あるべきその製品の出し方というようなことはよく検討す
る時期ではないのかなというふうに思っているところでございます。

委員おっしゃるとおり、これまで町の一つの大きな加工商品として皆様からご期待をして
いただきながら進めたというようなことは、十分に担当課としても、さらには米月山として
も十分に承知の上での今検討というようなことでございますので、しばらく時間をいただき
ながら検討させていただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

なお、資料におきましてはちょっと持ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

○菅野委員長 8番、佐藤幸吉委員。

○8番（佐藤幸吉委員） ありがとうございます。

こういう質問を申し上げるのは、やはり健康志向しながら取り組んだ事業だというような
ことで、ある意味で伸びない商品を諦めたのかなという印象すら持てるような内容で
ありましたので、ぜひ今後ともどういう方向性で、どういうふうに結論出していくのかとい

う方向性をきちんと持っていく必要があるんじゃないかと。こんな意味で質問申し上げたつもりであります。

いろいろ今答弁ありますと、町の負担というようなこともありますので、併せて検討するということでもありますので、ぜひいい方向で、しかも、精米という面では非常に定着してきた商品でありますので、今後とも伸びていくように期待を申し上げたいというふうに思います。

それから、資料については、生産量も含めて、商品の内容、商品がどういう内容で今発売されているのかということについて報告いただければというふうに思います。

以上でございます。

○菅野委員長 再度答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 ありがとうございます。

資料につきましては、後ほど整理をさせていただいてご提示申し上げたいと思いますので、休憩後に委員長の了解を得て報告させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○菅野委員長 ほかにありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 私から1点お願いします。

8款1項2目、本冊では131ページ、建設水道課の13ページになります。

除雪関係全般に要する経費ということですが、先日除雪しない町道ありますかというような質問をさせていただきました。3か所あるというようなお話でした。沼山の高瀬・ウトヤシキ線でしたっけかな。あとは羽龍線、あともう1か所は月岡にある何線だったか、宮下何とか線なんですけども、この線は除雪していないというようなことでしたけれども、この中で高瀬・ウトヤシキ線というのは、私ちょっとどこの線なのかピンと来なかったんですが、そこには民家があるのかどうか。

それから、併せましては3路線、民家どのような状況になっているのか、まず最初にお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 答弁は建設水道、眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの佐藤耕二委員のご質問であります。住宅があって町民の方が住んでおられて除雪になっていないということで、昨日ご説明申し上げた路線が沼山の高瀬・ウトヤシキ線、あと吉川の羽龍線、あとは月岡の宮下・若林線の3路線というふうに認

識しております。

それで、住宅のほうでありますけれども、いずれ、沼山の町道高瀬・ウトヤシキ線は住宅が1軒、月岡の宮下・若林線も住宅が1軒、あと羽龍線につきましては住宅が2軒、あと会社が1つというふうに認識しております。

以上であります。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 今お聞きしたように民家もあるということで、それから羽龍線につきましては2軒があつて、会社もあるというようなご回答いただきました。これをできない、除雪できない理由は多分それぞれあるかと思えますけれども、その辺もお聞きしたいと思います。

それと、特に羽龍線、その辺ちょっと町長にもお伺いしたいんですけども、今羽龍線のところには今2軒民家があつて、うち、民家と一緒にいますけれども、会社も1軒あるということで、前の一般質問、今回の一般質問にもいろいろお話がありましたけれども、とにかく今企業誘致が非常に大変だと。興す業をやっていきたいというようなお話もずっとありました。やはり今それも大事ですけども、現在ある企業も非常に大事ではないかなと思うんですよね。そこがやはり冬分、自分たちで除雪しながらやっているというような現状があるわけです。これをやっぱり町として、何とかやっぱり町道でもありますから、解消すべきではないかなというようなことがあります。

それと先ほど言ったように、もう2つ路線、1軒ずつ民家があるわけです。除雪には集落分に関しては2軒以上だと1冬で2回というような、何か協定がありますけれども、1軒しかないからできないから、その道そのものに問題があるのかどうか。これに関しては建設水道課長の結構ですけども、先ほどの羽龍線に関しては町長が、こまい点まで町長が今ご存じかどうかあれですけども、答えられる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○菅野委員長 答弁について、羽龍線について町長、答弁をお願いします。

○小川町長 羽龍線につきましては、前々からそういった企業があの箇所に十数年前から設置になったというようなことでありまして、あの路線につきましては、発電所の用水路のすぐそばというようなこともあつて、さらに入り口の北斜面についてはすぐ民家というようなことで、なかなか拡張できないというふうな箇所でありまして、そういった中でこれまで進んできまして、小さな除雪機で入ればあれなんですけども、これまでのとおり、それぞれ地元の皆さんにお願いしてやっておりますが、今回、企業のほうで駐車場を確保したというようなお

話も聞いておりました、あそこの駐車場、要するに町道から、佐藤商事の手前のほうの町道から直角にずっと今の会社まで電気が渡りまして、今の羽龍線までずっとぐるっと、町道認定が二十数年前になされております。ですが、なかなか電気川の関係もありまして、橋を架けてとまではこれまでなっておりませんで、今回先ほど言いましたように、自力で駐車場を確保したというようなこともありますので、それも含めて今後ですが、事情をお聞きしながらと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っています。

○菅野委員長 2点目について、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 2点目につきまして、その除雪のできない原因であります、沼山の町道高瀬・ウトヤシキ線であります、以前小屋がありまして、その小屋の屋根を切らせていただければ重機が入っていけるというようなことで、地権者の方に相談は申し上げたことはあったんですが、それにつきましてちょっと同意が得られなくて、機械が入っていけないというような事情があつて今に至っております。

あと、羽龍線につきましても道路が狭いと、あとは雪の押し場がないということで、今のところ、除雪を行っていないということでもあります。

宮下・若林線につきましては、カーブが急になっておりまして、あと勾配もきついということがありまして、ドーザーがカーブを曲がれないというようなこともありまして、冬期除雪できないというような事情で今に至っているおるところであります。

以上であります。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 羽龍線に関しましては、今町長からご回答いただきましたけども、確かに電気川があつて、大型の除雪機は入れないというような状況だと思いますけども、小型除雪機だと入れるんですよね、十分と。小型除雪機は、あそこは見てみますと、あづま橋の歩道をするためにあそこを毎日通っているわけです。その通っている今度は除雪機を活用できないかなというふうに思うわけです。一緒にあそこに入ってもらおうと。

除雪場所に関しましては、やっぱり地元の方とも相談しなくちゃいけないんでしょうけども、いずれにしても今現在は、大型の除雪機で飛ばしてやっているわけですよね。ですから全くその辺が不可能ではないんじゃないかなとは思っています。今年に関しましては、ぜひその辺はその小型除雪機というんですかね、あれを活用していただきまして、何とか除雪のお願いしたいというふうに思います。

また、来年度に向けては、その駐車場を設置したというような場所に向けて、あそこをも

う少し若干ですけれども拡幅するか、それから、入り口をもう少し広くすれば、除雪車十分に入れるかと思うんですよね。その辺はちょっと地元の区長さんともいろいろお話しさせてもらっていたんですけれども、その辺を検討していただければ十分可能かと思います。

冒頭でも言いましたけれども、やはり地元の企業を、今ある企業をやはり大事にする。あそこはほとんどが地元の社員が多いですから、そういう方をやはり大事にしなくちゃいけないかなと思いますので、ぜひ来年に向けても検討していただきたいというふうに思います。

それから、月岡の宮下・若林線ですけれども、カーブが急だというふうなお話ですけれども、あそこは手前のほうはカーブが急ですけれども、奥のほうからぐるっと回れば、なだらかな道を行けなくはないわけですけれども、途中までになろうかと思えますけれども、前に本道寺の前も議員の方も、その辺でちょっと質問したことあったなというふうに記憶しているんですけれども、やはりそういうことで止まっているんですね、動きがね。急だからできないと、できない理由を。じゃできる方法がないだろうかというふうに考えていただくと、住んでいる方も、やはりあそここのところ、冬に私何回か行って見ましたけれども、非常に大変ですよね。ですからその大変さ、住民の方が大変な思いしているんだしたら、何らか町でできる方法はないだろうかというふうなことを前向きに考えていっていただきたいなと思うんです。

やっぱり今人口が5,000人切ってどうのこうのっているいろいろ前から話ありましたけれども、そういうふうの一つ一つの積み重ねが大事ではないかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後にその羽龍線に関して、ちょっともう一度お願ひしたいと思います。

○菅野委員長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 羽龍線に関しましては、電気川沿いの町道幅員が狭いということですが、小型ロータリーが入っていけなくもない路線になっております。ただ雪を飛ばすところがないとやはり除雪は当然できませんので、地元、吉川区のほうと協議をさせていただきながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○菅野委員長 企業立地ということで町長より追加答弁お願ひします。

○小川町長 企業関係につきましての、道路関係であります。この前の一般質問にお答えしましたように、企業立地する場合に、一番の難点は雪処理だということでありまして、雪がなければというふうなことでありますので、その辺は全体的な雪の関係ありますので、そう

いったものも含めて、この件につきましては前々から念頭にありまして、ただどういった形で解決できるのかであります、今ありましたように、小型の除雪機で飛ばすということもありますが、それも含めて、あと町道関係でなくて、区道で除雪がなっていない集落等については町のほうで援助しながら排雪もやっているという状況でありますので、その辺も含めて考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○菅野委員長 ほかにございませんか。

2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 6款1項4目の産業振興課のほうの特産品の開発の部類でいいのかわりかです。決算書115ページ、資料の6ページですけど、コクワ云々などを使っているいろいろな商品開発をやっているということの予算が計上になっています。

ちょっとこれに合うのかどうか分からないですけども、ビールイコール私はホップという感覚があるんですけど、発泡酒だとホップも使わないみたいなビールあるようですけども、地ビールでホップを使っているのであれば、どこのホップを使っているのかちょっとお聞きしたいというのと、あと8款3項1目の土木費、建設課のほうですけども、決算書の137ページ、資料の23ページで、昨日も建設課のほうに質問しました。

ちょっと再度質問させていただくんですが、睦合コーポの設備関係の設計料が104万ほどあります。今現在、3年度は今度いよいよ施工するというので、全面足場をかけてやっています。3,000万円近くになるのかな。当初、外壁も非常に汚れている、あと、軒天なんかもクラックってひび割れですけど、あるような状況で非常に汚いなというふうなイメージがあったんですが、塗装も一緒にやるのかといったらやらないと。なぜだと、予算がちょっと合わない。合わないというかないというふうな話で聞きました。

その経緯、担当課のほうではそういうふうな試算もしたというような話を聞いたんですが、どこでそれが頓挫してしまったのかお聞きしたい。あと、基金が家賃等を積み立てていると思うんですけども、今現在どのくらいあるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 第1点については工藤産業振興課長をお願いします。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 地ビールの原材料となるホップはどちらからというふうなことでございますが、ご承知のとおり、ビールを製造販売する際に、町内のホップ等ございませんし、あとドイツのビールの製法を使っていくというふうなことで、これまで当初から来ております。基本的には原材料についてはドイツからの輸入品というふうなことになります。そこに若干いろんなフルーツとか、いろんな物を入れる場合には、それは当然サル

ナシビールというふうな部分になった場合には、サルナシのほうは町内産というふうなことにさせていただいているというふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

○菅野委員長 睦合コーポの外壁について、眞壁建設水道課長お願いします。

○眞壁建設水道課長 ただいまのコーポ睦合の外壁についての質問でございます。

今のところ、基金につきましては、昨日も説明させていただきましたが、800万5,637円あります。

足場をかけまして、老朽化により腐食が甚だしい配水管を今工事しているわけですが、足場を使って同時に外壁をきれいにしたほうがいいんじゃないかというような意見かと思われましても、こちらのほうも担当課としては検討しまして、設計委託をしていますので、大体お金のほうですね。大体どれぐらいかかるか、今ちょっと頭にはないんですけども、その辺を検討してちょっとお金的に外壁まで全て直すには基金が足りないということで、順番を考えた際に、老朽化が甚だしい配水管の交換工事ということで今回発注させていただいたところでありまして。

以上であります。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 地ビールに関しては、これはちょっと発想が飛んでいるかもしれませんが、例えばワインに関して、今度西川町で作ったブドウでワインを作る。お酒も設楽酒造あります。私去年西川町の睦合の米で作って、ふるさと納税に出したらいいんじゃないかということで作ってもらったお酒あります。

たまたま睦合のお祭りのときに四、五瓶ずつ配りまして、大変、要らない、飲まない人もいますけれども、配って回った。地ビールもあると。だからちょっと西川町産のホップでというようなPRも非常にできるのかなと。ただ、今から作って、今度乾燥機云々って、非常に大変なわけですけども、ただそういうふうないろいろ地元こだわった、農産物でも何でもそうですけど、地産地消、まずは地元のやつで作って、地元のやつで販売していく。そういう発想が今までなかったのかどうかだけちょっと。

一概に、じゃビールというわけにいかないわけです。私小さい頃なんかビール畑いっぱいありました。うちの熊野地区でも、今ほとんどないということで。あっても今度乾燥室が大変だというふうないろいろ問題はあるんでしょうけども、ビールに限らず、そういう発想で西川町をPRしていくというのは非常に大切かなと思ったので、取りあえずビールなんかは

三酒祭りとかいろいろやっていますけども、西川町のホップで、西川町の工場で作ったんだと。多少高いけど、飲んでけろというようなPRも非常にいいのかなと思ったので、今後いろいろな機会があったときには検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、2番目の質問ですけども、昨日も言って、くどくなりますけど、今ちらっと足場をかけたのを見ると、大体2,000平米以上の足場がかかっています。外壁なんかもちらっと計算すると、逆に2,000平米ぐらいあるのかな。足場は外壁よりも多くなるわけなので、面積はね。単価的に例えば、吹き付けをした場合には3,000掛ける600万、足場が2,000かかれば400万円です。あれだけ汚れた外壁をまた終わって、足場をばらして、また今度、二、三年後どうなるか分かりませんが、やる場合に、また足場をかけなきゃならない。非常にもったいない。昨日家の帰っても、何ぼ考えてももったいない。今度やる時には、また何百万のお金をかけて、仮設ですからね、あくまでも。仮設というのは後に残らないわけですから、なくなるわけですから、非常にもったいない。

何でそこで、今基金聞いたのはそこです。それ、基金がなかったら、ちょっと有料にしても後で、事務的に補充できるのかどうか分かりません。そういう作業ができないならそれはしょうがないかもしれませんが、毎年家賃が1,000万近く入ってくるわけですよ。そこら辺でいろいろ、予算の組み方でできたのではないのかなというふうに、お金が非常にもったいない。そこが担当課のほうでは検討したけども、実現しなかったというのは、じゃ例えば査定の段階でそういうふうな、いつやろうかとかというふうな話があったのかどうか、ちょっと議場ですので、お聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 材料の地元の分の使用についてということで、工藤産業振興課長お願いします。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 地ビールを製造する際に、ホップ、地元産というふうなことを推進してはどうかというようなことをございます。

実際には、加工品、商品を検討する際に、それも一つの手ではないかということで、実際に話合いの中で出たことはございます。やはり委員ご承知のとおり、やはり製造するのに非常に費用もかかりますし、あとは今回ワインをするというのは、実際に地元の加工所がやりたいと、やっぱりプレイヤーがしっかりやりたいというふうなことでの町の支援というふうなことをございます。

そんな関係から、例えばそういうふうな体制がもし整えば、町が支援するというのはあると思いますが、現在のところ、そこまでホップを作ってやりたいと。かなり昔は西川町もホップの生産地としては少し有名な地域でございましたが、その後、衰退し、今ではゼロにな

ったというようなことでございますけども、やはりこれからさらにもう一回立ち上げてというのは非常に厳しい状況なのかなというふうに思っております。

そのようなことを踏まえながら、今後やはりご指摘のとおり、西川町産というのはこだわりというのは必要だと思いますので、今後とも検討の中に入れてさせていただきながらというようなことでは取組をさせていただきたいと思いますが、よろしくご理解をいただければと思います。

よろしくお願いたします。

○菅野委員長 2点目の睦合コーポの足場のコストの点から再度答弁、眞壁建設水道課長お願いいたします。

○眞壁建設水道課長 足場の使用といいますか、それについてのちょっと再度の説明になってしまうかもしれませんが、やはり基金が限られておりまして、その範囲内で直すというふうに考えた場合に、外壁を全て、塗装だけでなく、例えば断面的な補修でありますとか、それも必要になってくると、基金だけではちょっと賄えないという判断を持ちまして、まず老朽化の甚だしい配水管のほうから取替えの工事を今進めているところであります。

やはり委員ご指摘のように、一括でやれば足場は一回で済むわけでございますが、そういう事情もございますので、今回は配水管のみの更新工事とさせていただいたところでありますので、ご理解のほうをよろしくお願したいと思っております。

以上であります。

○菅野委員長 予算のこともありますので、追加答弁、小川町長お願いいたします。

○小川町長 予算の査定の中でそういった議論になったかということではありますが、ちょっと私も当時の査定の中での議論については記憶が乏しいわけでありまして、総務課長のほうから答弁させますので。

○菅野委員長 佐藤総務課長お願いいたします。

○佐藤総務課長 佐藤仁委員のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来、委員のほうからコーポ睦合のいわゆる改修の関係についての外壁ということでいろいろご質問いただき、建設水道課長から回答させていただくなりしておりますけれども、昨年、令和3年度の予算要求、そして予算編成と、こういう形で経てきたわけでございますけれども、その建設水道課のほうから当初の予算要求は、その外壁も含めた中での予算協議というものはあったかなというふうに記憶してございます。

そこで先ほど来、委員のほうからご指摘ありますように、一番の考えどころはやはりその

仮設ということに相成りますけれども、足場、これの関係であったと記憶してございます。

先般も地区内でもいろいろ委員もご案内のとおり、共同作業等もありまして、若い方と話になったときに、この間、住宅の軒先を修理したよと。何が一番驚いたかという足場だったということで、この足場の金額に驚いちゃってねなんていうことで話しされておりましたけれども、この足場が架かるというのは、今一般の、いわゆるふだんは建築に携わらないような、関係のないような方でもご認識されている時代なのかなということで、私どもといたしましても、その足場をいわゆる委員からは二、三年後という期限もございましたけれども、これ今年やって、さらに5年後あたりにもう一回かというふうなことも考えながら、最終的にいろいろ検討した結果、やはり緊急性を要する、今回の配水管のほうの設備の改修を決定したということでの予算編成に相成ったのかなと記憶しておるところでございます。

先ほど来も出ておりますけれども、このコーポ睦合の住宅につきましては、いわゆる旧労働省の特殊法人であります雇用促進事業団のほうから町のほうで買い取りまして、その際に、今後、いわゆる少しでも多くの方々から、この住宅を利用していただけるようにということで、基金を設立いたしましてスタートしたと。西川町の町営住宅としてスタートしたという経過もございます。

そういったこともあり、委員からもありました家賃の収入、これらを基に毎年基金を積み上げてまいったわけでございますけれども、それで、少しでも改修をしながらということ、必要に応じてこの間改修してきた経過がございます。

一般の町営住宅ですと、いわゆる公営住宅法等の公的な規定がございますので、一定程度の福祉策と福祉対策という面もありますけれども、住宅対策としての色彩が強いコーポ睦合については、そういったことで対応してまいりましたので、今後ともその基金を有効に使いながら対応してまいりたいと思っておりますので、外壁については、いわゆる状況等今後とも注視しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 一番目のやつはもう、ホップは無理という前提で聞いたつもり。ただ、方向性としてはビールに限らず、そういうふうな考えを常に持って、やっぱり西川町産の特産品をPRしていただきたいなというふうなことで質問させてもらったところです。

コーポに関しては、この前一般質問のときにも、町長の答弁でインフラはまずはあるもの

をきちんと直しながらとか、あとは使っていくんだということを考えれば、やっぱりいかに経済的に直していくか、手直しをしていくかで使うかだと思います。それに伴う財源を最小限度に抑えろと。

やっぱり効率的にやるには、今言ったようなことをひっくるめて、予算の流用ができるのであれば、そういうふうな流用をやりながら、やっぱり誰考えても10万、20万のお金じゃないわけですので、あそこの場合だとやっぱり何百万というお金が、極端な話、どぶに捨てるというわけじゃないですけども、そういうことに結果的になるわけなので、今後のインフラ整備にもやっぱりいろいろな方面で、今の今回のやつを生かしていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

○菅野委員長 ほかにございませんか。

9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 1点だけ質問させていただきます。

6款1項4目の12節ですけれども、112ページから115ページの間には書いていますが、この中で町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトということで、委託料が245万ほどお支払いしていますが、その中で山の幸活用商品開発業務委託というのがあります。西川町はその町ぐるみで山菜きのこ等を町の商品としてやっていくんだということで、この開発業務を委託したと思うんですけれども、どんな商品を令和2年度に委託料で開発をしたのか。また、どこにこの業務を委託したのか。それと同時に、農産物の集出荷車両運転業務も委託をしています。この山の幸いろんなものを集める、あるいは出荷する。そういうものも委託しているわけですが、この委託についてもどこになさったのか。年間どれほどの集出荷業務があったのかも含めてお尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 町ぐるみの山菜きのこ、それから、山の幸の活用や委託についての答弁について工藤産業振興課長お願いします。

○工藤産業振興課長兼農委事務局 まず、山の幸活用商品開発業務委託127万円の委託先というふうなことでございます。

3件の委託と、商品化というふうなことでお願ひをしたものでございます。

まず1つには、ワラビの生産拡大、特に今回生産を拡大の、園地拡大に取り組んでいただきましたタケノコ、さらにはワラビの園地の拡大を、この中で推進をしていただきました。

そのまずは1つには、ワラビの産地拡大をしていただいた、そのワラビを活用して、しっかりとした商品につなげてもらいたいということで、生で販売するだけでなく、西川町ら

しい商品。この中ではワラビにつきましては、漬物のほうに、月山漬物さんのほうに西川町産のわらび漬けというふうな商品がこれまでございませんでしたので、いろいろ味を加えていただきながら、3種類の漬物を作っていたところでございます。

その商品の内容につきましては、非常に味もよく、本当は各県内の旅館等も引き合いがあるわけですが、実はこのコロナの状況でしっかりとした販売の状況ができないということから、その形はできておりますが、まだ販売のほう表に出てきていないというのが実態でございますけれども、商品としてはもうレシピから何からできておまして、体制を取っているというものでございます。

あと、もう一つ、先ほど申し上げたとおり、タケノコですね。月山筍の園地拡大もさせていただいたところでございます。それをどうやって商品化したらどうかということで、これは玉谷製麺のほうに月山筍パスタというふうなことで作っていただいております。このタケノコを粉にしまして、パスタに練り込んでいただいた商品ということでございまして、いろいろな各方面のふるさと納税にも出してありますし、皆さんもご賞味いただいたかというふうに思いますが、そういう商品です。

あともう一点ですが、キノコの関係で、西川町産、特にモウモウまつりでございますが、西川町産のモウモウまつりをしっかり全て西川町産でということで、野菜のほうにつきましても、コンニャク等についても西川町産というふうなことでしています。

ただ、シイタケだけがないんです。それで、何とかそのシイタケを西川町産で出したいということから、間沢にあります菌床、この加工場ありますけれども、そちらのほうに委託をして、シイタケ栽培に取り組んでいただいたという3点でございます。

そのようなところで、皆さんと町内の加工業者と連携をしながら、これからもちゃんとしてしっかり出していただけるような体制づくりというふうなところと併せながら実施をしたというふうなことでございますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

あと、いきいき直売所に対する出荷モデル事業というふうなことでございまして、集出荷の車両の運転業務委託というようなことをさせていただく。これは株式会社のほうです。委託をさせていただいたものでございます。

ご承知のとおり、高齢化に伴いまして、本来は自分は作っているんですけども、出せないという方をまずはモデル実証実験というふうな形の中で、集荷をさせていただいて、6名の方が参加をしております。4か月間実施をしましたが、それに伴いまして、結構の金額、4か月で100万以上の生産、販売をすることができたというふうなことでございまして、そう

いう意味では非常に大きな効果が出たかなというふうに思っておりまして、今年度に入りましてからは株式会社独自で、いきいき直売会独自の事業として集荷をしているというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○菅野委員長 9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 町内の漬物業者、あるいは製麺業者等に委託をして開発をしているということですが、園地の拡大も行っているということですが、園地はですね、ワラビ園にしても、それからタケノコにしても、結構前から栽培をしても、荒れ放題になっている園地も町内にはたくさんあると思うんですね。そこをどういうふうに活用していくかというのはかなり大きい課題に今なっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、というのは高齢化でなかなかもう自分ではやれないということで、園地が荒れてしまっていると。山採りの山菜にしてはもう年取って山に行けないということで、栽培用の山菜を作っていくというふうになると思うんですけれども、そういう中で荒れ放題というか、荒れつつある西川町の山菜の栽培園地について、今後どのように町は対応していくのか。拡大するのも結構ですが、現在もういっぱいあって、それが放置されているところも目につくようになってきつつあるんじゃないかというふうに思いますので、その再利用等を含めてどのようにやっていくのかお尋ねをしたいというふうに思います。

あと、いきいき直売のほうで集出荷をやって、結構な金が入ってきているよということですが、前も質問したときに、庭先までその集出荷したら、もっと山菜いっぱい集まるんじゃないかということをお尋ねしたこともありますけれども、ぜひこの施策についてはもっと拡大をしていけば、自分ではもう持ってこられないという人でも、庭先まで取りに行ってもらえれば出せるという方は結構いらっしゃると思いますので、この制度については拡大をしていただきたいというふうに思いますので、その辺についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 答弁について2点、工藤産業振興課長お願いします。

○工藤産業振興課長兼農委事務局 長 タケノコ、さらにワラビの拡大、現在は生産地もあるというふうなことでございますが、まず一つには、やはりタケノコ、さらにはワラビの生産、自らの地域に頑張ってもらえるというふうな地域に手を挙げていただいて、そこに拡大の支援をさせていただいて、園地の拡大を支援させていただいたということがございました。それで、地域に応じては東部地区のやはりまだまだ地域の若い人たちもいて、元気な地域に拡大

したいというふうな希望ございましたので、やはりそういうふうなことで支援をさせていただいて、拡大をさせていただきました。

あともう一つの、この町ぐるみ山菜きのこ産業プロジェクトにつきましての中で、今委員ご指摘のとおり、やはり特に山間部の特に枝葉の入った地域には、昔からタケノコを園地拡大してまいりまして、高齢化とともに非常に荒れてきているというようなことでもございました。

このプロジェクトの中での一つの視点として、1つにはオーナー制度というふうな視点と、さらには園地の再生というふうなことから、地元のほうに入ってまいりまして、再生事業を取り組みさせていただいたところでございました。例えば干ばつとか、そういったところで、この県のほうの先生をお呼びしながら再生に取り組んでみたところでございましたが、なかなかちょっとうまくはいかなかったところでございました。

ただやはり非常にここに入りまして、高齢化とともに、山菜ものがキノコについてはきのこ生産協議会が頑張っておりまして、目標の30トンというようなことではまずはクリアしてきているわけですが、山菜につきましてはだんだん減っているというようなことがやっぱり実態として見受けられております。

そんな関係から、この事業に取り組んでわけですが、やはりせっかくある生産地の今後の再生に向けた取組というのは大変大事なのかなというふうには思っているところでもございますが、やはり何度も申し上げますが、農業生産者、あと地元の方がしっかりやっついこうというふうなことがやっぱり一番大事なことであるというふうに思いますし、それとともに、どうやって町が支援するかというふうなことだと思います。町が直接関わることができれば非常に部分もございますが、それらと併せながら、地域への働きかけ、さらには、そういった企業の取組も含めながら、今後検討していく必要があるのではないかなというふうに思っているところでもございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと先ほどありました、いきいき直売所集荷モデル事業に関しては、ご意見いただきましてありがとうございます。今後ともいきいき直売会の方、NSKさん等も含めながら協議をさせていただいて、より出荷できる体制づくりを取ってまいりたいなというふうに思っているところでございます。

申し上げますが、本事業につきましては、農山漁村振興交付金ということで国の100%の補助金を3年間実施してきたわけでもございます。最終年としてこの事業が2年度で最終年というふうなことでございましたので、この事業を次の、またできるだけ継続していただくよ

うな地域への支援なり働きかけもしていければなというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○菅野委員長 9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） しっかり頑張っていこうというところには拡大して頑張ってもらい、支援していくというのは分かります。それはそれで結構ですが、しっかり頑張ろうとしても、もう高齢化で頑張れなくなってきつつあるというのが現状の地区が結構いっぱいあるんじゃないかというふうに思います。そこはもう見捨てるんじゃないくて、課長からもあったように、オーナー制度等もやってみた。ただどうまくいかないということで、いろんな手だてを取って、荒れた園地を再生するというのをもう少しどうにかできないかということで考慮していくということが今求められているんじゃないかというふうに思いますので、ワラビ、あるいはタケノコの園地の拡大も結構ですが、それと同時に、そちらのほうに力を注ぐということで頑張っていけるという体制をつくれぬのかどうか。そこを1点だけお尋ねをします。

○菅野委員長 工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、生産地につきましては農地ということでございまして、貸し借り、その他、そういった使い方につきましては農地法に基づく貸し借りとか、そういうことも含めながら、あと荒廃地の再生というふうな視点から農業委員会も含めながら検討させていただいているところでございます。

先ほどご指摘の部分におきましても、当然そのまま頑張らないところはしないと、そういうことではございませんで、どういう手だてがあるかなというふうなことで、そういう地域におきましては、そこからもう離れた若い方がおりまして、その方々も実はこちらのほうから声かけをして、地域の人・農地プランの座談会に参加をしてほしいということで参加をいただいて、そういった再生どうすればいいかというふうなことも、こちらから話しかけをさせていただいて検討しております。その中で、1つのタケノコの園地についてどうするべねというふうなことについて、それらも含めながら、やっぱり検討入っているというふうなことでもございまして、町としましても、そういった農地、荒廃農地の再生という視点からも、地域の人と話し合いを深めて何が必要かと検討させていただいているというふうなことでもございますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○菅野委員長 ほかございませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結します。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時からとします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○菅野委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

午前中の農林水産業費の質疑中、佐藤幸吉委員の質問に対し回答が保留された案件で、工藤産業振興課長より回答の申出がありましたので、これを許します。

工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 それでは、先ほど佐藤幸吉委員のご質問でお答えしていない内容につきまして答弁をさせていただきます。

先ほどは発芽胚芽白米の商品、品目数、さらには売上実績等の内容だというふうに思っておりますが、まず発芽胚芽米関連の商品数につきましては8品目でございます。

内容につきましては、白い発芽胚芽米月山まんま、発芽玄米コシヒカリ、発芽米粉、白い発芽胚芽米つや姫、発芽胚芽米うどん。その他ですね。ミックス米月山まんま、ミックス米ギャバ飯入り、発芽胚芽米の委託加工というふうなことで、8品目の取組をさせていただいております。

全体の売上実績につきましては、トン数については24.7トンでございまして、売上実績につきましては994万9,000円というふうなことでございまして、全体の売上実績、昨年ですと6,900万ほどありましたが、そのうちの14.2%を発芽胚芽米関係の売上げというふうなことでございます。

中には沖縄からの問合せとか、さらには岡山のプライベート商品などもあり、今申し上げた品目に一生懸命取り組みながら、なかなかコロナで昨年はいろんな場所に行けなかったわけですが、販売の展開も各地域に赴きましてPRしながら販売をしておりましたが、実績としてはなかなか上がっていないというのが実態でございましたが、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○菅野委員長 続きまして、第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、大泉奈美委員。

○5番（大泉奈美委員） 私のほうからは2つについてお尋ねをいたします。

1つは学校教育課所管、10款2項1目学校管理費で、資料については14ページ、本冊については140ページになります。

廃校施設の維持管理に要する経費ということで、決算委員会の中でも燃料代、旧大井沢小・中学校ですね、ここの灯油代ということに関連しまして、旧水沢小学校の校舎も使われているのではないかとということでお尋ねをしたら、漆研究、塾、アトリエ、映像発信の方などが使われておまして、暖房については各自で用意するという説明でありました。

現在、こういった形で水沢小学校を利用されているということで、この校舎利用についての規定といいますか条件、例えば時間、料金、鍵の開閉など、そういったものがありましたら教えてください。この1つについてまずはお尋ねいたします。

2つ目は、生涯学習課、10款4項1目社会体育総務費の中のスポーツ振興全般に要する経費ということで、資料については14ページ、本冊については163ページということです。

スポーツ振興全般についての経費の中で、17節備品購入費でスカットボール1セット、7万6,230円ということでありました。

ニュースポーツというのは、ちょっと私もスポーツには携わっておりますので、いろいろなものがあると認識しておまして、具体的にどういった種類でしょうということで教えていただき、輪投げ、ダーツ、シャッフルボード、スカットボール、キンボール、ボッチャ、ティーボール、ペタンク、ユニカール、ノルディックウォーク、グラウンドゴルフ、ストラックアウト、けん玉というように13種類あるということです。

ボッチャについては、今回のパラリンピックのほうで非常に活躍されて注目を浴びているというのがあります。それが町にあるということを知っている人はどれくらいいるのかというのがまずありまして、予算委員会のほうでも説明したんですが、具体的にこれらをどのように町民に使ってもらうというふうに考えているのかをちょっと再度お尋ねをしたいというふうに思います。

この2点についてお願いします。

○菅野委員長 1点目について、安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 大泉奈美委員の質問にお答えをさせていただきます。

旧水沢小学校の校舎につきましては、現在、1団体3個人の方にお貸しをしているところです。貸し出すに当たりましては、その方々からどんな目的で使用するかという申請書を頂きまして、その内容につきまして、廃校施設利活用団体等選定審査会の中で審査を行いまして、許可をしているというような手続をしているところです。

また、使用の規定でございますけれども、鍵につきましては、その許可をした方に玄関の鍵をお渡ししているところです。本人の自己責任で使用をしていただいているということになっております。

また、いろんな条件ですけれども、いろいろな使用目的のほうは申請書のほうに書いていただいておりますので、使用目的外に使用してはならないですとか、物件に損害を与えた場合は使用者が責任を持つというような内容となっているものを使用許可書としてお渡しをしているところです。

また、時間的な決まりですけれども、明確な使用時間についての規定は現在のところございませんけれども、そういうお問合せもありましたので、午前8時から午後9時頃までの間で使用をお願いしたいというふうにお答えをしているところです。それにつきましては、開放をしております町民体育館などの使用時間等も参考にしながら回答をしているところです。

また、利用料につきましては、電気水道代といたしまして月額2,000円を頂いているところです。

以上でございます。

○菅野委員長 2点目について、奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 ニュースポーツ関連の、どのように町民の方より使っていただくのかと、その場合の周知方法などについてでございます。

ニュースポーツの用品については様々な種類がございまして、主に高齢者の方、それから、小学校のクラブ活動などでご活用いただいております。手軽に簡単にできるというような、また、室内でできるというようなことから、特にミニデイサービスなどでの活用の際に備品を貸出しいたしまして、また、担当の職員がまいりまして、説明などを行いながら親しんでいただいているという現状がございまして。

毎年度、ミニデイサービスの担当者の会議の際、それから、町内会長さんの会議の際にこういった種類の用品がありますというようなお知らせなどを行っているところでございます。

以上であります。

○菅野委員長 5番、大泉奈美委員。

○5番（大泉奈美委員） 最初の水沢小学校の利活用につきましては、一般質問でももうちょっと利用頻度、進めていったほうがいいのではないかという質問もいたしております。

実際、こういうふうにして使われている、月に何回か、年に何回か、1団体3個人の方が使われているとおっしゃって、説明がありましたけれども、今後申請をして、選定審査会、こちらにかけて許可が出るというお話でした。もう少し緩やかにというか、もちろん、例えば汚い使い方とか、施設をちょっと壊されたりするというのはもちろん自己責任の部分も多くあると思いますが、もうちょっとこういうことで使っているのであれば、町民の方が使っても別に全く問題はないというふうに思います。特に、逆に言えば、町民の方にこうやって使えるようになっていきますので、ぜひお使いくださいというふうな、こういった使い方もあるというようなことを広めていっていただきたいというふうに思います。

水沢小学校につきましては、体育館も併設されておりまして、2階の廊下ですぐ、扉1枚ですぐ校舎のほうに入れるという設計になっておりまして、私たちがバレー大会で体育館を使って、教室を休憩室にお借りできないかとお願いしたんですけど、ちょっと断られたという経緯もあります。

学校管理と体育館分館としての扱いが違うというのもあるかとは思いますが、ただ今後、公共施設の維持管理計画の中にもありますけど、最大の基準は利用人数であるというふうに規定されているというふうに思いますので、なるべく町民の方にいろんな形で使っていただけるようにしていただきたい。

今後廃校舎利用について、もうちょっとどのように、本当に使ってもらいたいのか。いや管理大変だし、壊されるといけないので、あんまり使ってもらいたくないというふうにして朽ち果てていくのを待っていくというお考えなのか、この点についてはちょっと町長の見解をお聞きいたします。

あと、ニュースポーツについて、大体聞くと、ミニデイサービスで使っていますという回答が多いんですが、何も高齢者ばかりが使えるものではなく、やっぱり子どもたちから働く世代というか、若い世代の方たちがやっても面白いわけですよね。ええこんなものもあるんだというのがありますので、もうちょっと稼働率を上げる工夫、もう13種類もあって、今現在、けん玉だけはあいべのロビーホールに置いて、これ使ってくださいというふうに展示してあります。

ほかのニュースポーツの種類も、例えば月替わりでこういった形で使えますって、訪れた

方にちょっとやってみねがとかということをしながらか、あとは毎週月曜日、スポサポで体育館を使用しております。ダンスをやって、卓球、バドミントンというふうに成人の方もやっておりますが、ダンスに子どもを連れ、未就学児ですね、小さいお子さんを連れて若いお父さん、お母さん来て一緒に待っているという形です。

先日、大体8時ぐらいまでに終わるんですけど、そのあと体育館の中で卓球とかもしながら遊んでいたという形がありました。体育館、あの日、月曜日は部活がないので、そのスペースを使って、今週はキンボールとかティーボール、このボッチャ、パラリンピックでも競技としてありましたとか、そういったことをしながら、積極的な展示をしてもらいたいというふうに思いますが……

○菅野委員長 大泉委員、質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○5番(大泉奈美委員) すみません、この点について、もう一回生涯学習課長にお願いします。

○菅野委員長 1点目については小川町長お願いします。

○小川町長 水沢小学校の利活用については、決算特別委員会、それぞれの課長からの説明にもあったわけではありますが、現在、1団体3個人に貸付けをやっているということでありまして、この当初、特に農産品加工を特に行いたいと。直売会やら、あとは地元の女性グループ等もありまして、そういった中で貸付けを行った経過がありまして、その後いろんな教室も含めて現在に至っているところではありますが、学校の解体の時点では、まだ十分使えるというふうなものについては、あと耐震性、こういったものを含めて残して、町民の皆さんに利用していただくというのが基本的な考えでありますので、決して制限を加えるとか、そういったことございませんで、使えるものは使っていただくということでありまして、そういった意味で町民の皆さんに対する説明が不十分でないかというようなことだと思いますが、その辺は今後、PRと申しますか、町民の皆さんへのお知らせ等での広報も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○菅野委員長 ニュースポーツ関連について、奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 ミニデイサービス以外での活用、周知などでございます。

現状としては、子ども会での活用など見られるところであります。やはりこういったニュースポーツの道具が貸出しになっている、こういったスポーツがあるという部分を周知する必要があるかなというふうに考えておりますし、また、今回パラリンピックでの正式種目でありましたボッチャにつきましても、町のほうで3セットほど準備をしているところです。

こういったものについても、体育館、それからあいのホールなど、ロビーなどでの展示なども行っていく必要があるのかなというふうに感じておりますし、また、委員ご指摘のスポサポ西川は月曜日の軽スポーツの中でも、こういった取組ができないのか、運営委員会の方とも相談してまいりたいというふうに感じているところであります。

以上であります。

○菅野委員長 大泉奈美委員。

○5番（大泉奈美委員） ご説明ありがとうございました。

廃校舎施設につきましては、月額2,000円で申請を出せば使えるということで、ぜひ町民の方に積極的にお知らせいただきたいなというふうに思います。

ニュースポーツについては、やはりスポーツってなかなか身近にいる人と遠い人といっぱいいいますけど、やっぱり健康からいけば、病気をすれば必ず運動療法というのが入ってくるはずです。こういったことも含めまして、町民が身近にあるスポーツということでぜひ推進していただきたいというふうに終わります。

以上です。

○菅野委員長 ほかにありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 2点ほどお願いしたいなと思います。

まず、9款1項3目消防施設修繕等に要する経費ということで、総務課の44ページになります。本冊は140ページになります。

先日の委員会でもお話聞いたんですけども、消火栓には必ず収納箱あるいはホース等を併設しているということで、先日お話聞いたのは、地元の判断で撤去してもいいというようなお話でした。これ再確認ですけども、地元の判断で撤去していいと。そういう話というのは区長会とか町内会長会議ではあったのかどうかも含めまして、これ1点お願いしたいというふうに思います。

それから、あとは10款4項1目学校・家庭・地域連携協働推進事業、これは学校教育課の26ページ、本冊156ページなんですけども、これも放課後子どもプランで予算委員会でお話を聞いたんですけども、父兄の方といろんな約束事があるんだよというお話でした。

その中で、やっぱり通う方法は家族の人がするんだというふうなお話があったんですけども、ちょっと改めてこれ確認したいんですけども、家庭の人からするといろんな取決めがあると。父兄の方はこうだよという、そうですかとしか言いようないかなと思いますけども、

父兄の方のやっぱり特に遠隔地の場合は非常に負担になっているわけですね、これはね。果たしてこういうような方法でいいのかどうか、その辺は一考できないものなのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 1点目については佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 佐藤耕二委員からございました、いわゆる消防施設の具体的なものとしまして、消防ホース、格納庫のご質問についてお答えさせていただきます。

これ先般の個別の説明、審査の中でも申し上げましたとおり、これまでの経過の中で、地元それぞれの区でありますとか町内会、そして消防団とそれぞれが話合いで、この格納箱、ホースは不要だと、こういうことで相談の結果、判断されたところは撤去、処分という形でやっていきたいと思います。地域によってはまだ残しているという地域もあるようでございますけれども、そういった方向性が決まってから、区長会等々での話合いがあったかないかと、こういうご質問でございますけれども、当然一定の方向性が決まれば、消防団の会議なり、そういった区長会等の会議の中での問合せがあれば、説明をしながら、この間やってきたと思いますけれども、なお、今後も区長会、そういったものは当然あるわけでございますので、そういった中でも、少しでも疑義といいますか、周知がなっていないということでもあれば、話を申し上げながら、あるいはまた、当然区にあっても、それぞれ消防にあっても構成員の方、役員の方というのは代わるということもあるわけでございますので、随時こちらのほうとしても呼びかけを行いながら対応してまいりたいというふうには考えているところであります。

以上であります。

○菅野委員長 2点目の放課後子どもプランについて、安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤耕二委員のご質問にお答えをさせていただきます。

放課後子ども教室につきましては、決算の説明のときも申し上げましたが、児童の送迎につきましては保護者の方をお願いをしているところです。普通授業日につきましては、ご家族の方にお迎えをいただき、土曜日ですとか夏休み、冬休み等の長期休業期間につきましては、家族の方による送迎をお願いしているところです。こちらにつきましては、長期休業中あたりは7時半から6時半までの預かりを最大で行っているところですが、安全な見守りを第一に考えておりますので、朝保護者の方、ご家族の方がお子さんと一緒にいらっしやったときに朝の様子ですとか、体調確認などの会話をしてお預かりをしているところです。

遠い方につきましては、送迎が難しいということも理解できる場所ではございますけれ

ども、安全・安心な放課後子ども教室の見守りをする上では、お子さんの体調管理なども、その来てくださった方との確認をしながら、体調を確認してお預かりしているというようなことでやっているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 消火栓のお話ですけどもね、消火栓のところにはそれぞれホースあるいは筒先があるわけですけども、これが撤去してもいいというふうになると、やっぱり撤去するところが多く出てきますよね。もうほとんど今使い物になりませんから、あるいは危険性がありますから、多分それだったら撤去するというところが出てくる可能性が非常に高いなと思います。

それで、私はちょっと前の経験を話しますと、火事、有事のときに火事だということで一回積載車を出動させまして行ったんですけども、火力が強くて道路を横切ることができなかったということで、私だけ降りて、消火栓から直接つないで、隣家へのその延焼を防いだという経験あります。

やっぱりそういうことでもないとこれはできないわけで、初期消火にはほとんどできなくなるというのが現状だと思います。ですから、古くなったらもう撤去していいんじゃないかというのは少し安易過ぎないかなと思うんですよね。

特に今、消防団員は団員が少なくなっています。それとともに、やっぱり部も班も、班は同じなのかな。少なくなっているということは、ポンプ小屋が少なくなっているということと同じことですよ。それぞれのポンプ小屋も少なくなっているはずですね。

そうしますとね、前にお話聞いたときにポンプ小屋からホースを持って行ってなんていうお話もありましたけども、それはほとんど初期消火には間に合わない。本当に最近町内でそんなに火災が起きていませんけども、いざ有事の際は非常に大きな働きをこの消火栓、つまり初期消火にするんじゃないかなと思っているんですよ。それを撤去していいというと、多分本当に増えると思いますよ、撤去する場所が。その更新を前向きに考えられるのか、考えられるとすればどうするのかと。では撤去していいというその判断はいかがなものかなと思ひまして、ちょっとその辺なんかはもう一回町長にもお聞きしたいなというふうに思います。

それから、放課後子どもプランですけども、先日も課長のほうからはやっぱり安全のためとありましたけども、長期休みのときなんかは特に父兄の方は、子どもを預けざるを得なくて預けるわけですよ。その通勤に時間を取られているというふうな現状もあるわけです。

私直接いろんな話を聞いてみましたが、非常にそれが毎日大変だというようなお話であります。

安全だといえば、例えば毎日の学校通学だってバスを利用しているわけですから、バスの運転手は当然地元の方というか、町内の人ですから、その辺と連携し合ってできないものかどうか。その辺急なお話で申し訳ないけども、教育長どういうふうにお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 消防ホースの撤去方針について、小川町長より答弁をお願いします。

○小川町長 消防ホースの撤去、これは特に消防の消火栓の関係につきましては前々から設置して、約50年を経過したというようなこともあって、その更新というふうな、各地区からもあったやに記憶していますが、そういった中で今後消火栓をどうするかというふうなことで、多分消防団とのお話合いの中でもそういった話がなされていたかと思いますが、その辺はちょっと私も具体的なことあれなんです、その辺もう一度確認しながらと思っていますので、よろしくをお願いします。

○菅野委員長 2点目の放課後子どもプランについて、前田教育長をお願いします。

○前田教育長 佐藤耕二委員からのご質問ですけれども、先ほど学校教育課長が申し上げましたとおり、町民の方のお子さんを預かるということについては、やはり安全・安心が最優先だというふうに考えております。確かに大井沢とか志津の遠隔地の方からすれば、直接保護者の方が送ってくる手間というのは本当に大変なことだろうなというふうに思うのですけれども、そこに放課後子ども教室まで来る間の子どもの安全の確認ができない状態では、なかなかやっばりまずいのではないかなというふうに思っております。

学校の場合ですと、通学班を組織するとか、あるいは学校は直接登校した状況を常に確認して、下校の際も全てそこに乗車させるまで、職員のほうが張りついてやっておりますので、その点は大丈夫なのですけれども、放課後子ども教室のスタッフがそういう対応ができるかという、残念ながらそういう状況にはごさいません。そういうふうなことから、やはり子どもの生命というものを第一に考えれば、そこまでのところはやはり親御さんの責任でしていただくというのは当然のことではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○菅野委員長 7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 消火栓の管理に関しては、当然消防団の方の意見も大事でしょうし、ただ基本的には先ほど言ったように、初期消火のためと考えれば、地元民なんですよね。消

防団は来ればすぐ積載車にすぐ消防自動車を回してきます。ですから、その初期消火を考えた場合には、やっぱり地元の人意見というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。当然消防団と協議していただいて、今町長からご検討いただいたように、本当にちょっと前向きに考えていただきたい。

これ撤去していいというんだったら、それなりにという言い方おかしいですけど、やっぱりじゃどうするんだという地元の話し合いもあるわけですから、その辺分かったら大至急教えていただきたいというふうに思います。

それから、今教育長からご答弁ありましたように、当然安全・安心、これは十分分かります。ただ一方、西川町は人口減少を防ぐために子育てのしやすい町にしていくんだというふうに常々お話になっているわけですね。

私なぜこういう質問をするかという、その対象者は移住してきた方なんですよ。その方の子どもさんはやっぱりそういうふうなことになっているとなると、やっぱり西川町というのはどうなんだという形になるわけです。

ですから、安全・安心、ではできるような方法でもう少し検討できないのかというようなことですね。当然親の責任というのはこれ十分分かりますけれども、より一歩前に進んでいただいて、何か対策はないかというふうなことを考えていただければありがたいかなというふうには思います。

○菅野委員長 事務方で、消防ホースについて佐藤総務課長、もう一度答弁。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○菅野委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 9款1項4目の災害対策費で、アルファ米の件です。決算書は141ページで、資料のほうは総務課のほうの45ページです。

アルファ米を各地区に配ります。今年も配ったようです。この前、睦合の公民館にも行ったときに来たということで、古いもの、賞味期限の切れたものはどうするのかという処分だというようなことを話をしておりました。

それで、私も食べたことない、あとどうして水を足せばいいんだとか、お湯を足すと早くなるんだとかいろいろあるんですけども、災害のための食事ですので、例えばこれ新しいものを配るか、賞味期限の例えば半年前に回収して新しいものを作って、回収したものを例

例えばですよ。小学校とか中学校で体験をさせる、処分ではなくてそれを活用する。子どもたちもそれをどういうふうにして食べるのか。食って、うまいのかうまくないのか。いざというときに子どもたちは非常に小回りがきいて活動が範囲的に広い。

そういう面で子どもたちにも、そういうふうなものを食べさせて有効に、ただ捨てるのではなくて、これはちょっと総務課と教育課をまたぐので、今回ここで質問させてもらったんですが、大したことない金額かもしれませんが、実体験を踏まえた、ただ単に捨てるのではなくて、そういうふうな使い道もあったほうがいいのかなどというふうなことで質問します。

あと、9款1項2目非常用消防費のところでもいいのかどうかなんですが、災害対策費で自主防災のところがありません。ちょっとこれ病院なので、自主防災が当てはまるのかどうか分かりません。この部分でしかちょっと当てはまらないかなと思って質問させていただきませんが、災害のときに、地震でもあれでもそうなんでしょうけども、病院の避難訓練とか、そういうものをどういうふうにしてやっているのか。

あと、当然インフラというか、電気、水道関係が、非常に例えば地震であれば大きな被害を受ける。そうした場合に、患者さんもいられるということで、そこら辺の現状をお聞きしたい。自主防災などもお金が予算ついているわけですが、それが病院が自主防災に当てはまらないと思うんですけども、ちょっと項目がないのでここでお聞きします。

あと1つおわびします。

この前一般質問のときに、モバイルルーターの件で教育長に質問しました。その後、教育課長からも説明があつて、私も調べて、回線がなくてもできる品物だということで大変愚問でした。大変申し訳ございませんでした、おわびします。

あと、10款の3項2目で教員振興費で山形新聞の購入があります。

令和2年度は中学校の2クラスですかね。3年度からは中学校は全クラス、小学校は6年生だけと。購入をして、それを基にディスカッションというのか分かりませんが、記事をいろいろ調べながら朝やるということなので、提案です。

購入をしている人はデジタルでの新聞もパソコンで見られます。それが必ず購入している人は必ずパソコンで登録すれば見られます、コピーもできますので、せつかく端末があるので、それを各端末にパスワードを全部配布できるのかどうか分かりませんが、もし1契約に対して1つであれば、それは備品として去年購入したプロジェクターとか電子黒板とか、そういうものを利用して、何もコピーをしなくても、そこでぱつと映せるというふうな活用

方法もあるのではないのかなど。それは分かりません。山新さんに聞かないと、ただ私はやっています。じゃそこら辺の検討の考えをお願いします。

○菅野委員長 第1点目のアルファ米の活用について、佐藤総務課長をお願いします。

○佐藤総務課長 佐藤仁委員からご質問がありました、第1点目のアルファ米、非常時、災害時等の非常食ということになりますけれども、その取扱いなどについてお答えさせていただきます。

冒頭委員からは処分というふうなご指摘がございましたけれども、私どものほうで間もなく賞味期限が過ぎようとしているアルファ米、あるいは賞味期限の過ぎたアルファ米を処分しているという認識はございません。

アルファ米そのものがいわゆる世間で認知されまして、災害非常食、アルファ米というふうな認識が結びつくようになったのは、いわゆる東日本大震災以降かなど。当然私ども西川町でも、そういった大災害を契機に、自主防災組織というものを平成24年度あたりから順次結成いただきまして、この間、災害時の訓練、備え等々行っていただいておりますけれども、そういった自主防災組織の訓練の中で、そういったアルファ米を地域の皆様方のほうにお配りして、いわゆる委員からもご指摘ありました試食という言葉が適切かどうかですけれども、こういった食べ物であるというようなことも訓練の一つとして認識していただくというようなことも含めながら、賞味期限を見ながら、しかるべく、いわゆる食べるほうの処分という形でこの間処理してきているというように認識しておりますので、何とぞご理解をいただくようよろしくお願いいたしますと思います。

加えまして、学校の小学校、中学校等の児童・生徒への提供ということでございますけれども、これにつきましては、今日のご意見を参考に今後検討させていただきますけれども、当然小学校あたりでも、いわゆる防災計画等、これ義務づけになっておるようでございますけれども、西川町でも作成しておるようですけれども、それに基づきながら火災時、地震時、そういったときの避難訓練等々も行っているというようなことで、万が一の事態に備えて訓練されておるようでございますので、それに加えて、そういった非常食というような形の話というのも将来に向けて大いに訓練の一つとして参考になるのかなどということで考えておりますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

私からは以上であります。

○菅野委員長 病院の避難訓練について、松田病院事務長。

○松田病院事務長 佐藤仁委員からありました病院の消防訓練につきましてご説明申し上げます。

す。

病院では年に2回、防火訓練、避難訓練、あと通報訓練、1セットにしまして年2回、これまでずっと行ってきたということでございます。西川分署さんのご指導を得ながら毎年行っているというようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○菅野委員長 山形新聞の活用について、安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤仁委員のご質問にお答えをさせていただきます。

山形新聞につきまして、決算説明のときに申し上げましたが、ちょっと訂正をお願いしたいと思ひまして、小学校につきましては6年生と申し上げましたが、令和3年度は小学校5年生と6年生それぞれ1部ずつ購入をしているところです。また、中学校につきましては、1年から3年までの全学級に1部ずつ新聞を備えているところです。

佐藤委員からご提案いただきました内容については大変ありがとうございます。説明でも申し上げたとおり、当番制で新聞の発表などをやっているということでございます。端末1人1台の整備を図っておりますので、その新聞につきまして、今より有効に使えるようになるのであれば、ちょっと私もそこら辺は認識不足でしたので、確認をいたしまして、学校のほうにもその旨を伝えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 最初のアルファ米に関しては、先週もちょっと睦合の役員会があったときに、町から新しいものが届いたと。賞味期限が切れた前のやつは何か処分だという話を聞いたので、これではその前に交換をして、そういうものを、例えばさっき言った学校の生徒の間でいろいろ教育もひっくるめて使ったらいいのかなと。でなければ賞味期限の前に、例えばうちの地区だけだったら、今年は熊野、来年は石田とかね、そういうふうに町内会に配る。そういう手だてもあるのかなというようなことを思ったので提案をさせていただいたところです。

あと、病院の件は2回やっているということですね。

私一番心配なのは、先ほど人工透析の方の件も話をしましたけども、水ですよ。電気と水。一番大きいのは、電気は自家発電とか何かあるんでしょうけども、水がストップすると、患者さんのためにも非常に怖いということで、そこら辺の整備状況がどうなっているのかなというふうに思ったものですからお聞きした。最初からそう聞けば良かったんでしょうけども、ということです。地下に貯水槽をやってポンプで上げるのか、ポンプで上げるにも電気

が必要だと。いや最初から上のタンクに置いて落下で使うのかと。とすれば、1日どのぐらい人工透析の方をひっくるめて使うのか、だから何日もつのかとか。

消防訓練、防火訓練をやるのも必要ですが、そういうインフラがどの程度もつのかというのも、ああいうふうな不特定多数のいろいろな方が来る、泊まってもいるということであれば、そこまできちんと把握をしておくべきではないのかなということでも申し上げました。

あと、3番目の新聞です。

俗に新聞は世界の鏡というまで言われております。私も中学校のときそういう先生から言われて、なるべく読むようにしているんですが、なかなか読めない。大変新聞に関してはいいことだと思うんですが、せっかく端末を1人そろえるのであれば、切り抜くのではなくて、それも教育の一環なのかもしれないけれども、端末を使って今後やれるようになれば、少ないお金でみんなが学べるということだと思いますので、教育長はじめ、ちょっと検討していただければなというふうに思います。

○菅野委員長 病院の防災の訓練について、松田病院事務長お願いします。

○松田病院事務長 病院の受水槽のことと、あと水の供給のこと、あと非常時のことというようなことで理解しましたけれども、病院はタンクが2つありまして、1階といいますか、病院の裏手に受水槽があります。そこから3階の上に、3階は医局なんですけれども、その上に塔屋というものがあります。一番とんがっているようなところですけども、そこに高架水槽があります。受水槽から高架水槽までは電気でというかポンプでポンプアップしております。高架水槽の水を使用して、一定程度減れば、自動的にポンプが作動して満水になるということです。1階の受水槽も同じだと思います。ある程度減れば入ってきて満タンということで、常に高架水槽は満水の状態です。減った分だけ入ってくるというようなことだそうです。

例えば、停電時、災害等長時間というふうになりますと、自家発電装置が作動しますが、業務員のほうに確認したところなんですけれども、ポンプは作動しなくて、非常時用のバルブがあるんだそうなんです。それを切り替えると、ポンプで上げるほどではないが、高架水槽のほうに水はいくということで、停電になったとしても水が切れるということは今のところないと、そういう心配はする必要はないというようなことで、そういう機構になっていますというようなことで聞いてきたということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○菅野委員長 新聞の活用について、前田教育長お願いします。

○前田教育長 佐藤仁委員のご質問にお答えいたします。

委員お話のように、新聞の学習への活用というのは、N I E といって、ニューズペーパー・イン・エデュケーションという取組が大変多くの学校で取り組まれています。山形新聞社なども大変そこに力を入れていて、新聞等でもよく報道しているわけですが、購読者は山新の場合はやましん e 聞ということで、いわゆるインターネット上でいつでもその新聞を見ることができると。基本的には、1購読1アカウントというふうなことになるのでしようけれども、私の場合なんかもいろんな端末でそれ見ることができるので、生徒たちがそれを活用するというは大いにできることだというふうに思っているんです。ただ著作権の問題ももちろんありますので、どういうふうな要件下で利用できるのかということを確認した上で進めていくべきことだと思っております。教師のほうでそのアカウントに基づいて新聞記事を活用して、それを生徒のタブレットに配信することはもちろん可能です。あといわゆる大きい画面のほうに映し出してやるということも可能です。

このデジタル新聞については過去も検索することができるということですので、これからの情報活用能力を育てるという意味では、非常に有用なツールだと思っておりますので、学校のほうにもその利用上の規定というものをきちんと確認した上で利用を促進するように働きかけてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○菅野委員長 そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 なければ質疑なしと認め、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の一括質疑を終結します。

ここで、一般会計歳入歳出決算について総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようにご協力お願いいたします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点は、2款1項5目ですけれども、66から67ページ、委託料の話ですが、これは2款だけじゃなくて、各款にわたって委託料の話が出てきます。

私は、令和元年も毎年のようにこの問題について質問していますが、委託料の中でデジタル関係、要するにシステム保守とかシステムの改修に係る委託料というのが、たしか令和元年度は3億円ぐらいあるという話を聞いたような気がしますけれども、予算全体に占める割合の中でも、このシステム改修、あるいはシステム保守委託料というのが結構ウェイトが大きいというふうに思っております。そのとき聞いたときには、県や国のほうへ働きかけますということでお話がありましたけれども、実際問題として、何か公共施設に関するシステム改修料とか委託料というのは価格協定がなっているようなイメージがあって、高止まりしているんじゃないかというふうに思っているところです。

そういう面で県や国に働きかけを行ったのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねしたいのと、この委託料の中で改修費用というのは、例えば住基システム、それから会計システム、戸籍システムとかいろんなシステムありますけれども、そういうのが度々改修されます。その都度、国のほうから交付金として多分来るといふふうに思いますけれども、改修費用に関しては交付金として来るんでしょうけれども、保守委託料というのは国のほうから毎年毎年、このシステムに関する保守委託は幾ら幾らという形で交付金というのは来るのかどうか。改修費用は来ますけれども、そのシステムの保守をしていくのは、その分人件費が浮くから、それは各自治体で見なきゃ駄目だといふふうになっているのか、そのようなことについてどうなっているのかお尋ねをしたい。対策はあるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

もう1点は、3款1項1目、86ページから91ページ、路線バス事業等、それから10款1項3目のスクールバス事業があるわけですけれども、路線バス事業に関しては5,000万円ほどの委託料を月山観光タクシーに払っています。スクールバスに関しては4,000万円ほどの委託料を払っていると。そのほかに燃料費に関しては町でもっているというふうになるわけですが、スクールバスに関しても、混乗で一般町民も乗れるというふうになっています。片一方は町民税務課でやっていて、片一方は学校教育課でやっている。

前も言いましたが、これを統一して、その西川町の地域公共交通ということで一本化してやったほうが合理的だし、うまく回せるんじゃないかという話をさせていただきました。こういう形で一本化できないのかどうかというのが1点と、それから、地域公共交通網ということで、西川町から民間バス事業者が撤退してからもうかなりになります。民間には国のほうから公共交通を守らなきゃいけないということで、多分助成が出ていると。それでも赤字だから撤退するというので撤退しているというふうに思います。

その分、町のほうに助成が来るのかといたら、助成というのは自治体にはないよだという話をこの前の委員会の中で聞きましたけれども、助成という形じゃなくても、地域公共交通を守るために国のほうから交付金として、例えば3,000万来るとか、そういう話というのはあるのかないのか。寒河江から700万ほど助成は頂いていますけれども、全体的な地域公共交通を守るために、国でそういう交付金というのを出しているのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上2点。

○菅野委員長 システムの委託料に関する質問について、答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの伊藤哲治委員のご質問、システムの委託に関するご質問ですが、委員ご指摘のとおり、毎年町、行政で業務を行う上で、基幹系事務、いわゆる戸籍並びに住基、税務関係を総称して基幹系と呼んでおりますが、そちらのシステムと情報系、いわゆる財務会計でありますとか人事給与でありますとか、行政内部の事務事業を行う上でやっているシステムについて大きく2系統分かれております。

一旦システムを導入しますと、その都度の法改正など、そして、様々なシステムのバージョンアップ等に対応するためシステムの改修が必要になってきますけれども、そちらのほうについては、やはり専門の業者のほうからのまずは見積りを徴して、その内容を精査した上で必要な部分、不必要な部分を精査して、再度入札、見積合わせ等で業務委託を行っているところであります。

何分システムの改修費用そのものについては、専門の業者のほうからの価格提示というようなところもありまして、その必要、不必要の制度などのチェックはある程度町職員のほうでもできることにはなっておりますけれども、こまい部分になりますと、専門性が問われる部分については、業者のほうからの提示というようなところで、そういった知識も伴わないとなかなか理解もできないというふうなことになるんですけども、国のほうからその辺のシステムの委託料とか、そういったところについて指導とか、そういったものは特段なくて、自

自治体の所管する業務の範囲内で対応するところは、その自治体でやっていくというのが基本でありますので、町においてもその基幹系、情報系、必要なシステムについては、なるべく不必要な改修は行わないでいくと、そういうふうなスタンスで臨んでおりますので、今業務委託しているものについては、基本的には業務効率を上げて、町民サービスをしていくために必要なシステムを導入して、それに対応する改修を行っているというようなことでもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、基幹系の業務につきましては、国のデジタル庁の旗振りの下、令和7年を目標に17業務、主に住基、税関係、手数料関係を全国統一の仕様でやっていくというような動きになっております。果たしてどのような全国統一の仕様になっていくのかということは、国の動きなどを注視していく必要があると思っておりますけれども、それに伴う各自治体の対応も迫られてくるというように思っておりますので、その辺のところは情報を入れながら対応してまいりたいというように思っております。

また、そのシステム改修に係る国の助成制度がないのかということにつきましては、新たに法改正や制度の改正など、大幅な制度の改正に伴う改修等につきましては、国からの補助金や交付金が来る場合もありますけれども、全てが全てそちらの改修に係る国からの補助があるというわけでもございませんので、町のほうからの一般税源持ち出しという形で改修になっているのが大きいのかなというように捉えているところであります。

以上であります。

○菅野委員長 次に、バス事業全体のことについて、荒木政策推進課長お願いします。

○荒木政策推進課長 伊藤哲治委員の2点目のご質問についてですが、現在、町全体の地域公共交通につきましては、今年、国で新たに定めた活性化法というものがあるんですけども、それに基づいた協議会を設立して、町全体の地域公共交通の計画を策定しようとしているところでありまして、何とか年度内にまとめて、来年度予算のほうに反映してまいりたいというように捉えております。

主に町営バス、そしてタクシー、そして全てということでもありますので、高速バスなどあらゆる面で市町をまたがる機関についても現状を調査して、そして、町の町民の方々の足を確保するという上で、どのような体系で交通を確保していくのかということで、現在、路線バスとして残すべき路線やデマンド乗合タクシーに移行すべき路線、そして、福祉的な意味合いで免許を持たない方とか、免許を返納した方への対応なども含めて、全体的な公共交通の体制どうあるべきかということを検討している最中でありまして。

委員ご指摘のとおり、スクールバスと町営バスというようなことで、スクールバスの一般町民混乗という形で、特に朝晩対応しているわけですが、やはりせっかくスクールバスを走らせている時間帯については、コストの面から町民の方から乗ってもらうというようなことが効果的ではないかなというような見方をしておりますが、一方、日中のバス運行につきましては、路線バスという体系よりもやはり乗っている人数などを見ますと、より小型のバスで回すというようなほうが望ましいというような傾向も見受けられます。その辺のところ、併せて町の公共交通いかにあるべきかということ、計画を策定した上で、できれば来年あたり、年度途中になるかもしれませんが、その辺のところ、新たな交通体系に実施に向けて今検討を進めているところであります。

そして、国庫補助金につきましては、市町をまたぐ幹線系について国庫補助が適用になる場合があります。ただこれは今現在、西川町が行っています自家用有償運行ではなくて、民間事業者が運行している路線バスに対する補助でありますので、その辺のバスの運行の仕方についても調査研究をして、方向性を定めていく必要があるかなというふうなところと、その幹線系に国庫補助が出た場合、その枝線ですね。幹線の路線にあるバス停に枝線がバス停が加われば、その枝線についても国庫補助が該当になってくるというような制度などもあるというふうに確認しておりますので、なるべくそのような国からの補助金が活用できるようなバスの運行体系にしていくというような研究も今している最中でございますので、その辺も併せて制度設計してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○菅野委員長 9番、伊藤哲治委員。

○9番（伊藤哲治委員） 今、政策推進課長からありましたけれども、基幹系にしても情報系にしても、改修する、あるいは保守を委託するといったときに、今課長からあったように、国のほうから一律で、例えばこのシステムを改修しなきゃいけないから交付金を出すという話じゃなくて、町が独自に裁量で、このシステムちょっと古くなったから事業者から改修したほうがいいんじゃないかと言われたときに、町独自で判断をして見積りを取り、改修をなさっているというふうに理解したんですが、そうしますと、町の判断の仕方によっては、3年で改修する自治体と、同じ例えば住基システムですよ。3年でするところと、いや5年でするところとかというふうに違ってくるのも当然あるわけですよ。

そういうことを考えたときに、町でそのデジタル系に精通している人をある程度置かない

と、何か業者の言いなりになっちゃうような気もするんですけども、その辺の対応の仕方というのは西川町ではどのようになさっているのか、町長にお尋ねをしたいというふうの一つは思います。

あと、地域公共交通に関しては、今あったように、地域公共交通の会議をやって、それは法的に多分拘束される会議だというふうに思いますけれども、その中で国から交付金あるいは助成が出るのは町の中にやっているものだけじゃなくて、町外あるいは県外まで、圏域外に出ていくものについては助成が出るけれども、地域内で閉じたものに関しては、何か助成がないような話のようにちょっと聞こえたんですが、地域の足を守るというのは自治体でそれをやっというが、民間の事業者がやろうが、私は同じだというふうに思いますので、その辺については国・県のほうに強く働きかけていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についても再度お尋ねをしたいというふうに思います。

○菅野委員長 システムの改修について、町独自の裁量でしているんですかという質問です。町長答弁願います。

○小川町長 まず、コンピューターのシステム管理に伴う設計と申しますか、内容に精通した者をどう町として対応しているのかということですが、まさに委員おっしゃるとおりでありまして、なかなか現在のよう高度なシステムと申しますか、等についてはなかなか町職員がついていけない部分が非常にあるというようなことは十分認識しております。

これはこれまでは改修、新たに導入し、そしてその後改良してくれというようなことでありますので、その折には何社からと申しますか、見積りなどもいただきながら、内容を審査していますが、そこについては今申し上げましたように、十分な知識、こういったものがなければできないわけでありまして、そういった意味でそれぞれの自治体の中で専門的な内容審査をできるような職員がいればであります、実はこのコンピューターのシステム導入はずっと長い、40年間ほどの歴史がありまして、このシステム導入に当たっては、各それぞれの町村でなくて、ある程度まとまった、例えば西郡なら西郡で、そういった中で導入してはどうかという議論はこれまでもしてきた経過がございます。

そういった中で、そしていろんな業者を選んでありますが、特に西川町はこのシステム導入については、県内でも最先端ではないですが、早いほうだったんですが、西郡内でも早いほうだったんです。そういった中でいろんな1市4町の中でも担当者会議の中で、私もそういった意味で、同じようなコンピューターを線をつなげば、どこでも作動できますので、そういった意味では、それぞれがばらばらじゃなくて一緒になってやろうと。

特に私も住民課長をやっていた時代に、戸籍のシステム化が国から要請されまして、そのときも同じシステム、戸籍同じですので、そういった中で1市4町で一緒にやったらどうだというような提案もしたんですが、なかなかそれぞれの考え方がありまして、1市4町でなくて、2つの自治体でもできなかったというような、これが事実でありまして、それが全てであります。そういったことも含めて、この委託料については非常にこれまでも県・国のほうに高額になると。

さっき課長からありましたように、それぞれシステムについては全国各地同じような内容でありますので、そういった意味で国のほうで開発して、自治体に配布するというような、そうしたシステムをできないかというようなことでこれまでも要望はしてきておったわけがあります。それが今回、国のほうで、全てではないんですが、まず段階的に整備しながらやっていくというような状況になっているようでありまして、そういった意味では専門家養成というのは非常に厳しいといえますか、今のところは職員の能力におんぶせざるを得ないというような状況になっています。

これはそれぞれこの行政がやっていますと、このコンピューターのみならずであります、例えば町のハード整備、道路もそうですし、建物もそうですし、そういった場合は現在は委託であります。前ですと、町の職員が全て設計しながらやっておったんですが、それを上げてきた設計を精査するということが非常に厳しい状況になっています。そのようなことで、町の職員の専門性というものをどう今後構築していくか、これが非常に大きな問題です。

ちょっと話ずれますが、例えば農業もそうです。以前ですと、農業機械工業、農業の場合は、農業の今、県の農業の大学、以前は農業短期大学、その前は講習所であったわけですが、その卒業生が町のほうに四、五名おって、農業の指導もできたんですが、今は農業高校出身の職員すらないということにして、そういった面でのいろんな専門性、こういったものを今後どういうふうにするか、町の中で職員育成をやっていくか、または外部の機関とどういう連携をしていくか、これが非常にこれからの大きな問題です。

ですから、さっき言いましたように、特にこのコンピューターについては、私は特に昭和20年ですので、全く内容は分かりませんが、そういった意味で今後どういうふうな形での国なり県なり、または業者のほうからの指導をいただくかだと思っていますので、よろしくお願いたします。

○菅野委員長 第2点目のバス事業の助成金に関するもので、荒木政策推進課長答弁をお願いします。

○荒木政策推進課長 伊藤委員の第2点目の地域公共交通に関する国からの交付金、補助金の件についてですが、現在、市町をまたぐ幹線について、国からの助成制度があるということなんですけれども、現在の運行形態にあっては、先ほど申し上げましたとおり、自家用有償運行ではちょっと適用にならないということでありましたが、そちらのほう、適用になるように運行形態を変えた場合、幹線への補助に紐づけして、西川町内だけの運行についても条件が整えば補助を受けられる制度内容になっておりますので、その辺のところにつきましては、活性化法に基づく協議会の中に運輸局でありますとか、県の担当する課の方からも入っていただいておりますので、その方々と意見交換をしながら、西川町で負担がかからないような運行形態、どのようにやったら適用になるのかということについて一緒に協議をしながら、できるだけ適用できるような体制で進んでまいりたいというように考えております。

なお、現在、国・県からの補助金につきましては、一つは県の総合交付金の中でデマンドバスなどに対する補助などについては、決算書の39ページにあるような形で50万ほど補助を頂いているようなところがあります。加えまして、町営バス、スクールバスなどの運行につきましては、特別交付税のルール分というような形で算定基礎の中に組み入れられているというように承知しております。

以上であります。

○菅野委員長 ほかにありませんか。

7番、佐藤耕二委員。

○7番（佐藤耕二委員） 今回各課からの決算書をずっと見させてもらっているわけですが、決算書の中に非常に各団体への負担金というのが非常に多くありますよね。どこの課でもその負担金が多く見られます。

昨年の方はやはりコロナ禍であったわけですが、その中でも同じような金額を出金しているものもあります。当然中には、この事業がないために減額というような団体もありますけども、非常に多くの団体が例年どおりの出金をしているというふうになりますけども、この辺は非常に市町村との足並みというか、その辺もありますし、広域的な問題かとも思うんですけども、町のほうでその辺はどうなのか。何か確認作業をやったり、他市町村に声かけをしたりというふうなこと、あるいは各団体に声かけをしたりとかというふうなことがあったのかどうか。

いろんな団体がありますから、一括に言えないのは十分分かりますけども、1つでも、2つでもそういうことがあったのかどうか。あるいはこれだけ多くの団体があれば、その決

算書と申しますか、そういうのは提出されているのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 各団体の負担金の支出についての決算と申しますか、書をもっているかどうか、最初に佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 佐藤耕二委員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍における各種団体等への負担金、補助金等の支出につきまして申し上げます。

一般的に負担金は法令または規約等によって町が負担することとなるもの、また補助金は特定の事業等を育成助長するために町が公益上必要があるためと認めた場合に反対給付を求めずに支出するものであるとされています。

コロナ禍で事業等の中止などが多くあった令和2年度においては、補助金等の対象となる事業等の実施状況などを十分に精査した上で交付しているところであります。加えて、コロナ禍以前から山形県内や寒河江西村山管内の各種団体へ交付する負担金等については、町村会や西村山広域行政事務組合が事務局となり、市町村が集まって内容を精査した上で交付をしていますが、令和2年度はとりわけ事業等の実施状況などについても十分聞き取りを行い、精査した上で交付しているところであります。その結果、本町の各種団体等への負担金、補助金等の令和2年度の決算額は元年度のそれと比較いたしまして、約2,700万円の減額となっているところであります。

具体的にご発言のありました決算書等の確認、これは当然補助金の交付、額の確定、支出に際して必要と町のほうで指定している書類でございますので、そういった書類の確認というのは当然行っておるというのがコロナ禍問わぬの状況であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○菅野委員長 副町長ありますか。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

○菅野委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出決算についての総括質疑を終結いたします。

これで、認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は十

分尽くされたと思いますので、審議を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

認定第1号 令和2年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○菅野委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎認定第2号の質疑・採決

○菅野委員長 特別会計、企業会計の審査を行いますが、会計ごと歳入歳出一括しての質問とします。

初めに、認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第2号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することと決定しました。

◎認定第3号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第3号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第4号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第5号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第6号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第7号 令和2年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のと

おり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第8号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

佐藤仁委員。

○2番(佐藤 仁委員) 委員会のほうでもちょっと時間がなくてできなかったのと、上の方のもちょっと聞いてもらいたいということで議場で質問いたしますが、繰出金が2億5,000万当初、あとでたしか2,000万追加でなったと思います。その要因はといたしますと、人間ドックとか、あと一般の検診をやめたと。ほかの科の決算の説明でも、健康診断をやめてかなりマイナスになっています。その分、病院の収入がやっぱり減っているということだと思っておりますが、基本的に公立病院、私も通常は赤字もしようがない。でも有事の場合は力を発揮し

てもらおうというような、前も一般質問でもしましたけど、ただやっぱりお金の出し入れの努力、利益を上げるというのはちょっと言葉がいいのかどうか分かりませんが、赤字を解消していく努力はしなきゃなんないんだろうというふうに思いますので、その病院の収支に対する何か手だてを考えてやっているのかどうかまずお聞きしたいと思います。

○菅野委員長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 佐藤仁委員のご質問でございますが、病院の収支改善の手だてというようなことだと思います。

新改革プランは5年前に策定をいたしまして、収支計画につきましても、まず目標は、その改革プランの収支計画を目標にしてきたということがあります。それで、外来についても入院についても、当然収支ということから考えれば、患者さんを増やすといいですか、多いほうが収支的には、収入的にはいいわけでございますが、その時々といいですか、病院では毎月、病院運営会議をやって、毎月の収支報告をやっております。患者状況も報告をしております。その中で、一番は先生方との話になりますけれども、次月はどういう対策といいですか、方向で行くかというようなことは大まかに決めながらずっとやってきていますし、年度の計画については、現時点では改革プランに基づいた計画でこれまで進めてきたというようなことございました。

そういった中で、令和元年度につきましても、大きい収支改善というのはなかなか人口減少化によって、患者数も減ってきているようなところがあるんですけども、令和元年については医業収益としては、その前年度よりは増えたと思えました。相当入院収益はよかったんだと思います。

特に入院収益については、これも毎回話ししていますけれども、患者さんの利便性と併せて収益向上というのも一つの要因として地域包括ケア病床を何とか始めたいというようなことで、それは数年間にわたって準備をして、昨年9月にこぎ着けたということであったんですが、残念ながら昨年はコロナが発生しまして、なかなか収益的には厳しい状況になったということは報告したとおりでございます。

決算につきましても、5,000万弱の純損失を出さざるを得なかったというようなことで、人間ドック等についても内視鏡も中止しなくちゃならないというようなことで、途中から再開はしたんですが、やっぱり時期というか、スタートの時期がタイミングというものがありますので、なかなか町民の方は途中から始めても一泊ドック等も増えてくるような感じにはならなかったというようなことで、昨年についてはいろいろ反省点があるわけです。

令和3年度に入って、なるべく前年度どおりにやっっていこうというようなことで決めまして、ドックについても同じように再開を始めたということです。ただ今年はやはり業務量としてはワクチン接種が非常に負荷がかかっているというような状況はあります。間もなく、コロナワクチン接種のほうは終結してくるのですが、引き続き病院のほうではインフルエンザのワクチン接種というものが、ちょっと今年どうなるかまだはっきりしていませんけれども、やっっていくというようなことになろうと思います。

あとは国で言っているように、3回目のコロナワクチン接種というのも出てくるかもしれませんがということで、なかなか職員の負担というのは大きくなっているなというような状況にあります。

今後なんですけれども、やはり町立病院の収益の柱はやはり入院収益なんです、一番単価的に大きいのは。あとはやはり人間ドック収益です。体質からいって、町立病院は人間ドック収益が大きいので、そこを元に戻していきたいというように思っているのですが、今年状況として、入院患者数が非常に少ない状況にあります。そこをどうしていくかということについては難しいちょっと問題かなとは思っているんですが、ちょっと各病院の状況なんか聞いてみると、やっぱり少ないというような情報もありますし、逆に増えていると言っているところもあるんですけれども、やはり病院の収益の柱としては入院収益を増やす。やっぱり入院患者を増やしていくというようなことが一番の手だてなのかなというふうに考えているところでございます。

よろしくお願ひします。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） いろいろこの入院患者云々のそういう手だても必要というのは確かだと思います。当然外来が増えなければ、入院も結果的に増えないんだろうというふうに思います。

改革をいろいろやっているということで、私はいろいろなやり方以前の問題として、前にも話したように、片わき健康福祉課では病気するのと、病院では来てけるということで相反するところは当然出てくるわけですけども、西川町の場合は特に国民健康保険の方をいかに取り込むかだと思うんですね。社会保険の方は勤め先で、近いところに行く。当然50人以上の企業であれば産業医もいる。そういうところにお世話になる。いかに国保に入っている方を、うちのところで言えば、熊野橋を渡せないようにしてこっちに呼び込むかということだと思うんですね。

前にもちょっと話ししましたが、うちの母親なんかは熱出したときに、日曜日でしたけども、駄目だと。あしたじゃないと診ないと。ただ熱ある、解熱剤ない。ドラッグストアに行くところある、買ってけらっしゃい。こういう対応ですよ。

ある人は日曜日に手を切ったと。電話したら、私は縫えないので、ほかの医者に行ってください。見もしないで縫うのは分かんねべなどと、その人は憤慨していましたね。

ある人は病院に行って診てもらったついでに、足むくんで分からないよと。それは整形外科に行けと。普通に誰でも分かるように足がむくんだら、血液を採って調べてみるかとかね。普通の医院だったら1週間かかるころを病院であれば二、三日間もあれば結果が出る。それすらもやってもらえない。

まあいろいろあるんでしょうけども、まずは町民の方、特に国保の方が西川町立病院に行けばいいんだと。そういうふうになってもらわないと、そういう病院の体質をつくっていかないと、いろいろな施策をやっても、来てもらわないことには何ともならないと。だから、事務長を責めるんじゃないですよ、私は。事務方では何ともできないようなところに問題があるのかなということ聞いていただきたいというふうに思っています。あくまでも責めるわけじゃないので、勘違いしないでくださいね。

そういう面で、やっぱりいい話は広まりませんが、悪い話は広まる。それも倍、3倍になって広まっていく。一旦そういうふうな態度を受けると、別なところさ行きますよ、こっちは来ないで、必ず。どんどん減っていくと。

そこら辺で根本的に対応を直していかなくやなんない。たまたま休日の日でしたけども、山大とか何か来ているんだと思います。それで、町立病院の先生方じゃないと、看護婦さんはやっぱりしなければいけないと思っても、そういうマニュアルになっていけば、そう答えざるを得ないと。入院していても、普通の対応も、非常に看護婦さん何か見ると非常にいいですよ。でもそういうふうな日曜日のときとか、休みのときの対応が非常に悪いとなると、どんどん広まってしまって、患者さんが少なくなると。そういう気はしないでしょうか。

○菅野委員長 国保患者の取組について、病院の受入れ、体質といいますか対応について、松田病院事務長をお願いします。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤委員のご質問でございますけれども、外来及び土日の日、土日については非常勤医師です。ほとんどが山大からの先生ということでございます。

なかなかおっしゃられることは分かるんですが、なかなか私の口からどうだというふうに答えることは難しい。個別具体的なことについては、だと思えますが、医師の対応によって

はというところは、そういうのは皆さん同じ人でないので、どうしてもというところは出てくるというようなことかなというふうに思っております。

ただ外来につきましては、外来患者数については、昨年とはもかくとして減っていません。ただ新患の人が少ないんです。再診の人、再来の人は国保の方問わず、外来患者数というのは横ばいです。これはもう説明しましたけれども、新しく患者になる方がいないというわけです。それは人口そのものが少ないので、皆さんほとんど再来の方なので、当然なかなかいい話は伝わらなくて、悪い話は伝わるとおっしゃられましたけれども、そういうことはあるかとも思いますが、よい話もたくさんございますので、よいほうにも目を向けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○菅野委員長 2番、佐藤仁委員。

○2番（佐藤 仁委員） 今回のコロナで非常に病院の差が出ているんだろうと思います。うちのお袋なんか行ったところはいいんですけども、手厚い看護で1,000円ですよ、町立病院で受け入れてくれないのは。それで次のおかげさまで治ったということですよ。

そういうことを考えると、やっぱり何て言うの、経営はいいところは伸ばすのは当然なんですけれども、悪いところを直していくというのは一番の難しいところなわけですので、それはちょっと反論させていただきたいというふうに思います。

例えば国でも、今コロナで病院が逼迫しているから、感染者は自宅で我慢してけろ。逆ですよ、本来はね。そこが違うと。患者が、感染者がいっぱいいるから病院何とかしろというのが本当は行政の仕事です。主語が逆。病院でもやっぱり、面会でも病院が云々だから面会はストップだと。病院の患者の家族のためではなくて、病院のためだというふうにとらざるを得ないというふうになるわけですよ。

だから、そういう面で、そういうふうな、私はいろいろ体験をして、寝泊りもして、看護婦さんの対応がよくて頭が下がるような思いを体験してきましたので、そういう方々を責めるのではなくて、もちろん事務方も責めるんじゃなくて、病院の体質、そのもの。そういうものを町長もしくは副町長はどのように考えているのか、最後にお聞きしたいというふうに思います。

○菅野委員長 答弁については小川町長お願いします。

○小川町長 まず、診療に際してのその初診とかそういったものでありますが、これについては国のほうでも、かかりつけ医というものを随分と前から推奨しておりまして、それに沿っ

た形の医療体系をつくろうというふうなことで努力はしておりますし、その診療体系も整備はやっておるんですが、なかなか国民の皆さんには理解できなくて、なるべくいい病院で、要するにランクの上とか、ランクがあるかないか分かりませんが、町立だったら県立、県立だったら国立とか、そういった医療を選んでしまう。

ですが今、真っすぐ国立なりに行く場合は紹介状というようなこともあるんですが、なかなかそこまで徹底がなっていないような状況で、ですから、かかりつけ医というのはあくまでも地元の身近な医療機関を選んで、そこで最初にかかるといことですが、町立病院もそういった意味で頑張っておるわけでありまして、特になかなかお医者さんに最初にかかる場合は、どういう診断をされるか等も含めて、非常におっかないと言え失礼なんです、最初の初診の段階での先生との話と申しますか、そういったものが非常に大変だというふうなことで、なかなか医者を選定する場合、町民の皆さんは苦慮している部分があります。

ですからそういった意味で非常に町立病院は敷居が高いとか、さっきおっしゃいましたように、看護婦さんがちょっと対応が悪いとかというような悪い部分は非常に伝わるんですが、いい部分が伝わらないわけでありまして。

そういった意味で、町立病院でも非常に努力しております、実は私が町長になって、町長と語る会ずっとやってきまして、去年と今年、中止と申しますか延期ですが、最初になった、語る会の席上で、その3分の1ぐらいは、町立病院の対応が悪い。なぜもう少し優しくできないんだとか、そういったことが非常にあったわけですが、今この四、五年ほとんどございませぬ。

それだけ町民の皆さんもそうですし、町立病院の先生方も看護婦さんも努力なさってられるということでありまして、今の、それと併せて病院のほうで努力していますのは、まず町民の皆さんといかに接する機会を多くするかというふうなことで、そして、町立の先生とも常に気楽に話せるような、そういった場所を持とうというふうなことで、健康まつりを町立病院と保健センター、ケアハイツ、3施設合同で年に1回開いてきておりまして、大分定着と申しますか、参加される方も多くなってきたんですが、コロナでできなくなったわけですが、そういった努力をして、先生方がまず健康まつりで町民の皆さんと接する機会を多くする。そして、またそれぞれ地域の健康まつりも積極的に町立病院の先生方から講演をしていただくというような、そういった体系になっておりまして、そういったものを積み重ねて、そして町民の皆さんとの信頼関係をまずつくることだと思っております。

国民健康保険の受診率ですが、大体ざざっとこの前見ましたら50%、約半数が国民健康保

険でありますので、そういった意味も含めて、まず町民の皆さんと病院の信頼関係を、そういったいろんな機会を捉えて今後ともやっていけば町民の皆さんの理解を得られる。そして、病院への診察も、先生との仲良くなられてできるんじゃないかと、そこが基本だと思っています。

以上です。

○菅野委員長 ほかに。

3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） PCR検査のことです。

今年の夏、テレビで政府のほうで帰省する方はPCR検査を受けて自分のふるさとに帰りましょうというテレビでばんばん宣伝をしました。ところが、抗原検査はネットで買えば4,000円ぐらい、ちょっと抗原検査は100%ではありませんので、PCR検査をネットで買ったければ2万円ぐらい、結構売れたそうです。

西川町は5,000円で、無症状で受けられますから非常にありがたいことで、8月、西川町どのぐらい、無症状の方検査あったでしょうか、分かれば。

○菅野委員長 PCR検査の件数、松田病院事務長お願いします。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤光康委員のご質問にお答えいたします。

8月のPCR検査の無症状の方は19名です。

以上です。

○菅野委員長 佐藤委員、決算のことですので、今年度の分は省いていただくようお願いします。

どうぞ、3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） 去年の決算でPCR検査の陰性、陽性が分かる機械を買ったということですね、去年ね。それで、そのことの質問です。

PCR検査は今、山形市は2,000円ぐらいでできます。河北町の病院は、河北病院は5,000円。ところが、河北も山形市もPCR検査を受けてから、どっかに発注するんですね。そして、検査来るまでに翌日以降だということなんです。

ところが西川町は去年自前の解析装置を買いましたので、1時間で分かるんですね。ですから、町立病院に行って予約して、そこで検査を受けて、1時間後に分かるということで、非常にすばらしい、町民にとってはいいことが、特に県外から帰ってきて、何かどうしても帰らなくて、でも家族にうつすのが心配だということで検査したい。でも河北とか山形行っ

たって、結局翌日以降の検査発表ですから、西川町は1時間で分かるわけですから、病院前で待っていて、1時間後に検査結果が来て、100%安心ではありませんけれど、ある程度安心して家族のところに帰れるという状況があるわけです。

そういうところで、自前でやっているわけで、実質的にはお金は町としてはかからないと思うのですが、今政府はPCR検査を受けている方が内部とか行けるとか、ワクチンを受けている方がそういういろんなところに行けるとかという話もありますけれど、だんだんそういう状況になってくると思いますけれど、PCR検査無料で実質お金かからないわけですから、町としてそういうことはできないのでしょうか。

○菅野委員長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤光康委員のご質問にお答えいたします。

昨年の12月にPCRの解析装置を購入いたしました。検査装置はいろいろあるんですが、当院で導入したのは1検体しか測れないものです。性能的には簡易なものではないですが、規模的なものから、大きさからいうと一番小さい、一番安価な機械だということです。

確かに導入して、お金がかからないのではないかとということですが、委員が先ほどおっしゃったとおり、外注検査というのもあります。当院でもやっています。それはケース・バイ・ケースで、例えばPCR検査陽性者出たときに濃厚接触者になっている、例えば家族の方が数名いるとか、その結果を同じタイミングで出さなければならないとかというふうな場合になれば、外注に出すということでございます。

費用については、5,000円というのは自己負担分で、あくまでも昨年決めさせていただきましたとおり、2万7,500円のうち自己負担が5,000円だということです。2万7,500円というのはどうやって決めたかということなんですけれども、それについては、いわゆるその時点での状況といいますか、各医療機関の状況を見まして、病院ではその当時というか、今もそうなんですけれども、PCR検査は3万円から3万3,000円というところが多いです。あとは診療所クラスだと2万5,000円。寒河江のクリニックでも2万5,000円に、消費税で2万7,500円ということだったので、いわゆる外注出せば費用もかかりますし、当然内部の機械でも検査技師の人件費とかかかっているわけです。ということで、料金としては2万7,500円のうち5,000円が自己負担分で、2万2,500円については町から負担して病院に払ってもらっている。1回検査するに当たり2万7,500円がかかっているんだというようなことで認識していただければよろしいかなというふうに思います。

○菅野委員長 3番、佐藤光康委員。

○3番（佐藤光康委員） オリンピックで政府があれだけ、大体モルドバの検査も関係者の皆さんもみんなPCR検査をしたわけですね。だからPCR検査をやるのがもう当たり前の常識なわけで、ですからそこら辺でやはりぜひ政府に、国のほうに、町としてもやっぱり、今広島県ではいつでもどこでも無料でできるということでやっていますけれど、ぜひ町としても国のほうに要望してほしいと。

あとやはり検査技師は町の職員ですからね、ですから、先着3名は無症状の方には無料にしますよとか、何かそういう工夫ができないのかなという、そういうことを、西川町すごいなとかというふうにはできないのかなとか思ったりもしますので、ぜひご検討をよろしく願いします。

以上です。

○菅野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第9号 令和2年度西川町病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第10号の質疑・採決

○菅野委員長 次に、認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第10号 令和2年度西川町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅野委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○菅野委員長 以上、本委員会に付託されました令和2年度西川町一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、原案のとおり全て認定されました。

なお、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野委員長 異議なしと認めます。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

審査にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委 員 長